

第2回浦安市自立支援協議会 議事要旨

○「障がい」の表記について

法律名、団体名等固有の名称を除き「障害」は「障がい」と、「害」を「がい」とひらがな表記します。

(例) 障がい者福祉センター、身体障がい者福祉センター など

○委員名の表記について

障がい当事者あるいはそのご家族である委員のプライバシーの保護の観点から、また、委員は団体等を代表としてご参加いただいていることから、発言者の名称には、団体名等を掲載します。

1. 開催日時 令和7年3月28日(金) 10:00～12:00

2. 開催方法 浦安市役所4階 災害対策本部室(オンラインと併用)

3. 出席団体名

淑徳大学(会長)、社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも(副会長)、和洋女子大学、浦安市視覚障害者の会トパーズクラブ、浦安市聴覚障害者協会、社会福祉法人敬心福祉会、社会福祉法人佑啓会、一般社団法人こども未来共生会、社会福祉法人千楽、社会福祉法人なゆた、順天堂大学医学部附属浦安病院、株式会社舞浜コーポレーション、浦安市社会福祉協議会、中核地域生活支援センターくらっち、市川保健所(市川健康福祉センター)、福祉部、こども発達センター

4. 議題

- (1) テーマ別部会活動報告
- (2) 地域生活支援拠点事業及び委託相談会議活動報告
- (3) 移動支援事業及び日中一時支援事業の一部改正について
- (4) その他(イベント報告)

5. 資料

議題1資料1-1	部会活動報告(高次脳機能障がい)
議題1資料1-2	高次脳機能障がい-3つ折リーフレット
議題1資料2-1	部会活動報告(グループホーム)
議題1資料2-2	提言書(グループホーム)
議題1資料2-3	補助金資料 1
議題1資料2-4	補助金資料 2
議題1資料3-1	部会活動報告(防災)
議題1資料3-2	提言書(防災)
議題2資料1	地域生活支援拠点運営会議について
議題2資料2	委託相談連絡調整会議について
議題3資料1-1	移動支援事業の一部改正について
議題3資料1-2	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年11月7日法律第123号)(移動支援事業)
議題3資料1-3	浦安市障がい者等移動支援事業の実施に関する規則 (平成19年3月13日規則第3号)
議題3資料1-4	移動支援事業ガイドライン
議題3資料2-1	日中一時支援事業の一部改正について
議題3資料2-2	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年11月7日法律第123号)(日中一時支援事業)
議題3資料2-3	浦安市障がい者等日中一時支援事業の実施に関する規則 (平成19年3月30日規則第44号)
議題3資料2-4	日中一時支援事業ガイドライン
議題4資料1	浦安市障がい者アート展2024実施報告書
議題4資料2	補助犬周知イベント「ほじょ犬を知ろう！」実施報告書
議題4資料3	浦安バリアフリーコンサート実施報告書

6. 議事

(1) テーマ別部会活動報告(高次脳機能障がいのある方への就労及び社会参加支援について)について基幹相談支援センターから説明を行った。各委員からの意見は次のとおり。

会長：ご紹介いただきました、高次脳機能障がいのある方への就労及び社会参加支援ということで、リーフレットの作成に至ったということでございますが、こちらにつきまして皆様からご質問ご意見ございましたら承りたいと思います。いかがでしょうか。

中核地域生活支援センターくらっち：こちらのリーフレットはどのようなところで配布し、どのように活用されるのでしょうか。

基幹相談支援センター：リーフレットに記載されている病院や相談窓口に置かせていただく他に、行政の窓口や地域包括支援センター、福祉施設の窓口、市内の相談事業所などに、配布していただいて活用していただければと考えております。

会長：ありがとうございます。続きまして、こども発達センターからご質問でございます。よろしくお願いいたします。

こども発達センター：よろしくお願いいたします。とてもすてきなパンフレットだなと思いました。先ほどこに置くかという事で加えて考えていただけたらなと思ったのが、おそらく、高次脳の方は最初に急性期の病院に入られることが多いのかと思いますので、そこからの一連の流れ、多分、すべてがタムスさんにリハビリ病院として行くわけじゃないとしても罹患したときの、ご本人であるとか、ご家族の安心感というのに繋がるのではないかと思うので、市内の病院であるとかそういったところと、何か連携をして、お配りするの1つかなと思いましたのでご検討いただければと思います。

基幹相談支援センター：部会運営委員会で報告させていただいた際に、同様の意見をいただきましたので、病院の医療連携室等にも、ご相談させていただいて、置かせていただければと考えております。

会長：ありがとうございます。他に皆様からご質問ご意見いかがでしょうか。

聴覚障害者協会：このリーフレットに載っているのはすごく分かりやすく、すばらしいなと思いました。ただ、私にとってはちょっと声が聞こえませんが、電話をすることができません。できれば、FAXの番号も載せていただきたいと思います。ぜひご検討をお願いしたいと思います。

基幹相談支援センター：ご意見ありがとうございます。こちらをまず、作らせていただいたのですけれども、今後、少しずつブラッシュアップしていけるのではないかという意見が委員の中からも出ておりましたので、改定する際には反映させていただきたいなと思います。ありがとうございます。

会長：ありがとうございます。他に皆様からいかがでしょうか。では、私からもちょっと、ご意見といいますか、今後さらに充実に向けてということで申し上げたいところもありますけれども、このリーフレットとてもよいものができたなあというふうには思

っておりますので、先ほども情報保障のことで、FAX等、様々な障がいのある方の特性に配慮したということのご趣旨のご意見いただきましたけど、その意味でいうと、聴覚障がいの方に向けた、音声コードUni-Voice（ユニボイス）も、可能であれば、載せていただけるといいのではないかなと思っていますところでございます。こちらもご検討いただければと思います。他に皆様からいかがでございましょうか。よろしいのであれば、次に進めさせていただきたいと思います。

（２）テーマ別部会活動報告（都市型グループホームのあり方検討）について基幹相談支援センターから説明を行った。各委員からの意見は次のとおり。

会長：ありがとうございました。都市型グループホームのあり方という、大変重要なテーマでございます。皆様からご質問ご意見ございましたらちょうだいできればと思います。いかがでしょうか。

中核地域生活支援センターくらっち：とても良い提言としてまとまっていて、すごく皆さん、一生懸命活動してくださっているということで感謝申し上げます。特に我々も中核センターで関わっている方で、浦安市内にお住みの様々な障がいのある方で、生活保護を受給して、グループホームを探そうとするとどうしても市内では受給額内の家賃のグループホームが見つからず、やむなく市外へ施設を探すということは、数多く見受けられるので、提言の一番のところは早急に整理していただいて、多くの方の利益になるように、お願いしたいなと思います。意見です。

会長：ありがとうございました。意見として、自立支援協議会で賜りたいと思います。他に皆様からいかがでしょうか。皆様が考えている間、私も意見申し上げます。この検討ですけども非常に重要なところを、いろいろな立場からのものを、角度からですね話を聞いてまとめてくださってありがたいなと思っています。提言の中の２番目のところに※印で書いています障がい福祉計画のことで、浦安市の計画は令和６年度から８年度までが今期の計画となっていると聞いています。ですので、ちょうどこの４月から令和７年度になりますけれども、中間年になってくると、令和８年度から計画の策定が始まっていくのではないかなと思っていますので、そういった中で、この提言が生かされることを個人的には希望しております。是非とも、協議会は別に市に対する要望の場ではなく、市も含めてみんなで協議をするという、平場の協議の場ですので、皆さんで分かち合いながらですね、この計画を作っていく際には是非ともご検討いただきたいなというふうに思っております。これも意見として申し上げるところでございます。他に皆様からいかがでございましょうか。

社会福祉法人千楽：よろしくお願ひします。提言の中の４の不動産関連団体は何か具体的なイメージは、おありなのか。ご説明をちょうだいできればありがたいです。

基幹相談支援センター：精神障がいのある方など、障がいを持たれている方が不動産を借り

るときに、非常にハードルが高いということが、委員の中から意見として上がってきておりましたので、障がいのある方への理解を進めていただくためにも、定期的な会合や打ち合わせ等を勧められると良いということで挙げさせていただきました。

社会福祉法人千楽：ありがとうございます。というのも、私共が市内で昨年度中古物件を購入しまして、24 時間支援体制のグループホームを始めるまで、物件を探すのに約 2 年間かかっております。それは不動産会社さんにこういうことをしたいということをご理解いただいて、近隣の状況なども馴染むような物件が出てくるたびにご紹介いただいていた次第です。私たち他の事業所でも送迎などをしている中で、古いタイプのアパートが建て替えていく様子も、町の中で見ている中で、ここを改修してグループホームになったらいいなとか、そういったことを思いながら 2 年間物件を探しておりました。つまりですね、こういった連携ができてくると、建て替えの時に、オーナーさんが、福祉に貢献したいという思いですとか、それと同時に、税金の控除ですとか、そういった仕組みが市や、福祉事業所と不動産官民という言葉も出てきておりますので、そういった工夫などが今後展開されていくと進むかなあという期待を込めて発言させていただきました。

会長：なかなか現実的に難しい中で、実践をされているという中でのエピソードといいたいでしょうか、お話いただいたところでございます。ありがとうございます。他に皆さん、いかがでございましょうか。すみません。私から発言させていただきます。浦安市は、居住支援協議会は無いですので、無いとすると県が協議会を持っているので、千葉県県の居住支援協議会とか、船橋の居住支援協議会とか、あとは、住宅確保要配慮者居住支援法人という形で県が指定しているところもあるので、どうしてもこれは福祉から攻めていくのですけれども、居住部分のまさに今、提言にあった 4 番の不動産関連団体というところと言えば居住支援協議会とか、住宅確保要配慮者居住支援。住まい系のところの団体との連携もあっていいのではないかなというふうに思った次第でございます。ぜひこれからまた深めていただければと思います。意見でございます。

福祉部：来年度から居住支援など重層的支援体制整備事業の中で、居住支援法人と連携を取りながら進めていく方針です。やはり高齢者の障がいの方も含めて、これから単身の高齢者も増えていきますので、住まいの支援として、市としましても住宅関係部署とも連携しながら進めていきたいと思いますので、このいただいた提言について市としても、障がい者のグループホーム、特養など的高齢者の方も、整備が必要になってきている課題と考えておりますので、貴重なご意見として検討の材料とさせていただきます。ありがとうございます。

会長：今浦安市福祉部からそういったお話が出るのは非常に喜ばしいなと思っております。ありがとうございます。新しい取り組みも進んでいくということで期待申し上げます。皆様よろしいのであれば次に進ませていただきます。

(3) テーマ別部会活動報告(障がいのある人と防災)について基幹相談支援センターから説明を行った。各委員からの意見は次のとおり。

会長：ありがとうございました。皆様から、こちらもご質問ご意見ございましたら承りたいと思います。いかがでしょうか。

浦安市視覚障害者の会トパーズクラブ：質問なのですが、避難所ばかり言っていますが、私は独居中ですけど、そこへ行くまでの、経路が全然わかりません。今僕は当代島に住んでいるのですが、当代島公民館が避難所のようになっているのですが、そこへ行くまでも、経路が全然指示されません。こういうときはどのようにすればいいのでしょうか。それと点字ブロックなどが、配置されていませんので、そういうことをどのようにしてもらえばいいのか、陳情すればいいのか。そういう確認はどこですればいいのでしょうか。

事務局：今、委員からご質問いただいた内容について、現在の市の状況について説明をさせていただきます。現在個別避難計画の作成を進めているところですけども、視覚に障がいがある方につきましては、今、相談支援事業所を経由して、相談員さんと、障がい者の方と一緒に計画書をつくるということで進めさせていただいております。その中で、相談支援員さんと一緒にどういった経路で避難するかとか、ご自身1人ではなかなか避難が難しいとなると、支援員さんとかヘルパーさんとかまたは近所の方、自治会の方の協力をいただいて、避難するということになりますので具体的に誰にお願いしようかとかそういったものを、避難計画書の方に記載をしていただくという形になります。場合によっては、相談支援員がついてない方もいるかもしれませんが、ご自身やご近所の方と作成していただくことになるんですけども、そこは市の福祉課と協力をしながら一緒に避難経路などを相談しながら作っていきたいというふうに考えてございます。その中で、点字ブロック等がない箇所とか、そういったところの把握ができましたら、市の関係課とも調整をしながらいろいろ調整をしていききたいというふうに考えてございます。

浦安市視覚障害者の会トパーズクラブ：ありがとうございました。いろいろ話を持っていつているのですが、なかなか上手く、聞き届けていただけないところもあるようですから、今後どんどん持っていきたいと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

会長：ありがとうございました。他に皆様からご質問ご意見いかがでしょうか。

社会福祉法人敬心福祉会：よろしくお願いします。今回この避難所開設訓練で、開設場所として、実際にやらせていただいたところです。昨年度と今年度と2回目ということで、今回テーマ別部会の活動の中で、避難所開設というものをに入れていただいたおかげで、昨年度やったときよりも、本当に充実した避難訓練になったと実感しております。まず1つは、物的に足りないものというものについて、理解できまして、後は組み立て等も、どのくらい時間がかかるかというようなことや、配置場所もよくわかった

のですけれども、実際に当事者の方たちにも来ていただいて、開設場所のスタッフがどういう心持ちで動くべきなのかというところが、細かくわかってきたかなというふうに思います。今後また浦安市さんの方からなのか、事業所の方からなのかはわからないですけれども、避難所開設訓練というのは、このさきも各所できちんとやっていった方が良く実感しましたので。ぜひ令和7年度以降も、各事業所さん含めて実際に当事者の方たちと協力しながらやっていくというのが良いのではないかと思います。

会長：ありがとうございました。テーマ別部会での取り組みによって避難所開設訓練が非常に良いものになったということ。これも今お話がありました通り、福祉避難所開設訓練は1回やっておしまいじゃないと思います。継続的にやっていくということ、是非とも皆様方、考えていただけるとありがたいと思います。よろしくお願いいたします。他に皆様からいかがでございましょうか。

和洋女子大学：質問といたしますか、今後どう進めていくのかお聞きしたいことがあったのですが、今回福祉避難所というところで、当事者の方の参加があつて、すごく得るものがあつたというところで、こういう取り組みがずっと続いていくことがまずは、大事だと思っています。今回のところ直接的に関係があるわけではないかもしれませんが、一般の避難所に避難される方もいらっしゃるというところでは、そこでも障がいがある方への対応を想定して、おそらく地域の方と社協さんとか自治会さん、いろんなところで訓練されるのかと思うのですが、そういうところで、1つのメニューとしてでもいいので、何か障がいがある方への対応というところを、一般の方に知っていただくというようなことも、すぐにではないですけど少しずつ広げていけるといいのかなと思いましたので、どこかのタイミングで福祉というところと、また違う地域づくりというところと含めて目指していければいいのかなと思いました。

会長：ありがとうございます。今、委員がご指摘の通り、福祉避難所だけで障がいのある方々の避難がすべて完結するだけではなく、一般避難所も含め、在宅にとどまる方も含めていろんな支援のバリエーションがあるのだらうと想像いたします。その意味では、今、スタートアップのような形で、このテーマ別部会がスタートいたしまして、検討していただいたわけであります。さらなる検討課題としてこれはぜひ取り上げていただければいいなと思っております。ありがとうございます。他に皆様からご質問ご意見いかがでございましょうか。オンラインの皆様もよろしいでしょうか。ありがとうございます。では、こちら議題1につきましてはここまでとさせていただきます。

(4) 地域生活支援拠点事業及び委託相談会議活動報告について基幹相談支援センターか

ら説明を行った。各委員からの意見は次のとおり。

会長：ありがとうございます。今、2つですね、地域生活支援拠点事業、そして、委託相談会議という2つの取り組みについてご報告をいただいたところでございます。皆様からこちらにつきまして、ご質問ご意見ございましたらちょうだいできればと思います。いかがでしょうか。

中核地域生活支援センターくらっち：意見といたしますか、我々が相談対応している方で、障がいはあるけれども、福祉サービスのニーズがあり、生活面の孤独や孤立を抱えていて、何かどこかに繋がっていたい等、誰かと話したいというご相談を多く受けます。医療には繋がっているけれども、福祉サービスは使っていないという方が、結構いらっしゃるという実感があるのですけれども、そこについて、この委託相談の枠組みの中で、何かサポートをしていく方針でいらっしゃるのか伺えますでしょうか。

基幹相談支援センター：今、ご意見いただいたということで、委託相談支援事業所の中で今後話し合っていく課題として、検討させていただきたいなと思います。

会長：ありがとうございます。他に皆さんいかがでしょうか。特によろしいでしょうか。地域生活支援拠点本当に非常にたくさんの機能がありますけれども、それぞれにおいて部会との連動も含めて、ご報告いただいたところでおります。特に良いようであれば、次の議題に進めさせていただきたいと思います。

(5) 移動支援事業及び日中一時支援事業の一部改正について事務局から説明を行った。各委員からの意見は次のとおり。

会長：ありがとうございます。移動支援事業と日中一時支援事業、この2つについて、市から新しい方向性が示されております。こちらにつきまして皆様からのご質問ご意見を承りたいというふうに思います。いかがでございましょうか。

こども発達センター：資料の見方の確認ですけれども、日中一時支援事業の令和6年度利用時間の実態例というのは、8月分のデータ抽出ということなので、4時間以内と記載がある方は、8月に利用した総合計が4時間以内の人が92人だったということになり、平均利用時間に1日と記載ありますが、1回の利用時間の平均が4時間だということでしょうか。

事務局：まず、なぜこの8月を抽出したのかご説明をしないとわかりづらいと思います。今回改正する中で、長時間利用が法定サービスと逆転現象が発生してバランスが崩れているところで、給付費の差が逆に出ています。この8月は、見てわかるように、夏休み期間で、特に普段よりも多く使う傾向にある月なので、あえて8月を抽出しました。この表の中で、407人というのは、お子さんや成人も含めて407人の方が使ったけれども、このうち、例えばAさんという方が使った時に色々な使い方をし

たけれど、一番長く使った時間の回を引っ張っています。なので、短く使った方もいれば、8月は夏休みがあったので、8時間使った日がある時は、当然この5時間以上の中に記載し、さらに細計として、8時間以上の欄に記載されます。ただ、平均利用時間というものは、色々な使い方をする方が当然いるので、平準化して、分母で割ったときに、4時間という数字が上がったという形で、見ていただければと思います。

会長：ご質問ありがとうございます。私もこれで非常によくわかりました。他に皆さんいかがでしょうか。

浦安市視覚障害者の会トパーズクラブ：すいません。今後、我々視覚障がい者に対して、サポーターの人数は増えるのでしょうか。

事務局：今回、この移動支援も日中一時も課題に書かせていただきましたが、全国的に人材不足というのがうたわれています。特にこの改正をしたい1つの理由として例えば、特定の人に非常に多くのサービスが入ってしまうと、当然限られた人材をその方に使わなければいけないということで、本来、移動支援を必要とする人にも手が回らなくなるということも、危惧されますので、その支える人が、より多くの人に支援が回るように、効果が見て取れると思っています。ただ、令和8年度から導入して、すぐ支援が増えたように感じるなど、実績がすぐ増えるかと言ったら、少し長い目で評価していかなければいけないと思います。あわせて、移動支援や日中一時だけではなく、障がいや高齢者の部門も含めて、全体的に人材不足というのは、心配されるところでありますので、全体的な人材不足の課題として、解決に向けていかなければいけないので、障がい部門も、高齢者介護部門も一緒になって、市として、人材不足解消に努めていかなければならないと考えています。

会長：ありがとうございます。他に皆様からいかがでございましょうか。

基幹相談支援センター：まず移動支援事業の部分ですが、事務局の方からご提示いただきました議題3資料1-1(6)一部改正の案ですが、医療的ケアのあるお子さんたちへの年間利用上限時間数を600時間に変えるということで、非常に家族の負担等々が軽減していいことだと思うのですが、あわせて、実際ケアを提供できるか、支援者をどう確保していくかについて、合わせて考えないといけないのではないかと感じました。それと年間利用時間の上限を超えた場合は、給付費の支給はないことを明記すると書かれており、年間480時間を超えたものに関しましては、今まで個別の事情に応じた支給決定をしてきましたが、これを今後は、それをしないということを明記すると私は理解しました。議題3資料1-1(3)実績の令和5年度に年間利用時間を超えた方たちの理由というのが、権利擁護に関する虐待であったり、行動障がいということで、社会資源がない、行動援護事業者が少ない中で、ご家族やご本人と、事業者が一体となって協力して必要な支援が提供、活用できるように、育成の観点も含めながら、移動支援事業を利用されていたのではないかと、相談の現場からは見えています。年間利用時間の上限を超えた場合は給付費の支給はないことを明記するとい

うことに関してご説明をいただきたい。もう1つ、日中一時支援事業は、ぜひ今後の議論の中で、区分ごとの利用実績をお示しいただけたらありがたいと思います。その理由としましては、先ほど、基幹相談支援センターからのご報告しましたが、生活介護事業者を、障がいの重い方たちを受け入れるサービス類型として、国は生活介護を位置付けておりますが、浦安市内の社会資源を見渡してみればその利用定員が、満杯に近づいてきているというのが拠点運営会議でもご報告をさせていただいたところだと思います。日中一時支援事業が、もしかすると生活介護の不足を補っているという側面があるのであれば、単価だけの比較ではなく、事業者が障がいの重い人たちをこういうサービス類型で受入れる上でどんな人的な配置の工夫をしているのか。そのような点も、事業者からしっかりヒアリングをしていただいた上で、社会資源の不足を、地域生活支援事業でどうバランスを取って、補っていくのかということが議論として、もう少し深めていけるような機会があればいいなと感じております。当事者の方たちにとって、移動支援も日中一時支援も、なくてはならない制度になりますので、今後の議論の進め方、また先ほどご質問させていただきました、移動支援の点に関しまして、事務局の方から今ご回答できる段階で構いませんので、お答えをお聞かせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

事務局：ご意見ありがとうございます。まず初めに移動支援事業の方ですね、今回医ケア児について、上限を上げていきたいということで、一部改正案を出させていただきました。こちらにつきましていわゆる支援に当たるスタッフ、体制というところについては、今後は我々もただ数だけ計上すればいいということではないという理解をしておりますので、先ほどもご説明しましたが事業者へのアンケート調査等も踏まえながら、医ケア児の上限を上げた場合、例えばそういった支援とか、一緒に協力してもらうことができますかと言ったこの辺のプロセスは、しっかり進めていきたいと考えています。また2点目の年間利用時間の上限を超えた場合というところですね、先ほどの資料でも、令和5年度では9人ほどいらっしゃいました。虐待による、本当特殊な事例の個別での対応であるとか、その方の障がい特性で、どうしても集団生活が馴染めなくて、移動支援で対応というところで、個別に対応して参りました。ただ、いわゆるこのやり方をしている、自治体近隣等も調査をしたのですが、行っている自治体はありませんでしたので、スケジュールにも載せているのですが、完全に給付費の支給がないということにする場合には、例えば、慣れ親しんでいる事業者さんと、別途、別に契約を結んで、支援を提供できないかというようなことを考えていただくのも1つですし、行政側で考えているのは、この9人という方が、すべて成人の方なんですけれども、今現在はどうかというところを立ち返って、今年度は今のところこの制限時間を超えるという見込みがある方はお1人ですので、実際こういった方に、しっかり相談支援専門員や、この当事者、またはご家族にしっかりお声を聞きながら、何とかその法定サービスの中の、いわゆる相談支援専門員さんが作ってらっ

しゃるプランの中に、サービスとして落とし込めないかというところを、丁寧に時間をかけてやっていきたいというふうに考えています。それから日中一時支援事業のところ、先ほど区分ごとの実績をお出しできないかというご質問がございました。令和6年度の実績がもし間に合えば、令和7年度の第1回の自立支援協議会を今のところ、6月頃に予定をしておりますが、そこで整理したきちんとした数字、なるべくお出ししたいというふうに考えてございます。従ってそこで、生活介護事業所、例えば区分が重い方に、どのような形で例えば支援員の加配、対応しているとかですね、この辺なんかもですね、ただ数値だけではなく、場合によってはそういう、区分が重い方を、長時間、預かって、日中一時の事業所があったら、それは、こちらの事業課の方からですね、事業所にちょっと少し、聞いてみて、どんなふうに対応しているのか、参考意見として集めて、バックデータとしてきちんと丁寧にそろえていきたいと思っています。以上です。

基幹相談支援センター：ご丁寧にありがとうございます。当事者の方たちの生活が、制度改正によって、大きくマイナスの方に振れないようにということと、また事業者、の運営に関しましても、それが大きくマイナスの方向に振れないようにすること、それは利用者さんの望む生活と、事業者の安定っていうのは両輪の軸で、バランスをとっていくということではあると思います。自立支援協議会だからこそ、障がいのある方たちとそこご家族の生活の支援、質が落ちていかないようにということを念頭に、今後、皆さんと議論を深めていけたらいいなと思っていますので、ぜひ、よりよい方向で、事業者の方も安定的な事業運営と、利用者さんが困らないという、三方よしの方向で決着がつくような形で、議論の終結を迎えられることを切に祈るような気持ちでお聞きしておりました。今後ともよろしくお願いいたします。

会長：ありがとうございました。また他に皆様、オンラインでご参加の皆様も含めてございましたら、意見を賜りたいと思います。いかがでしょうか。なかなかこの議題はいろんな角度から検討しなければいけないことが大きいかなと思っていますので、先ほどスケジュールをご説明いただきましたけれども、この後、利用者の方々、事業者の皆様へのアンケート調査が、6月をめどにこの自立支援協議会の中でもさらに議論があるということで、少し時間をかけて成熟していくという方向性かと思っています。ぜひ、委員の皆様におかれましては、是非ともそれぞれの立場の中で、ご意見を広く集めていただきたいです。多様な意見が出てきて、その中での最適解を求めるといふ、良い方向に行くかどうかはわかりませんが、いろんな制限がある中で、最適解を見つけていくのがこの自立支援協議会かと思っていますのでぜひ、たくさん意見が出るということをお願いしたいと思っています。他に皆さんご意見よろしゅうございましょうか。特に良いようであれば、次の議題に進めさせていただきたいと思っています。

(6) その他(イベント報告)について事務局から説明を行った。各委員からの意見は次のとおり。

会長：ありがとうございました。今、いくつかのイベントについてのご報告をいただきました。皆さん何かご質問ご意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。今日与えられた議題は以上でございますが、皆さんから何か、全体を通して、あるいは少しさかのぼってご発言等あれば、最後に承りますがいかがでございましょうか。どうでしょうか。特によろしいでしょうか。では事務局から何か連絡等ありますでしょうか。

事務局：令和7年度の自立支援協議会につきまして、ご連絡いたします。第1回目の自立支援協議会は、6月を予定しております。時期が近くなりましたら、時間や会場などを含めまして、委員の皆様にはまた改めてご案内をいたします。事務局から以上になります。

会長：ありがとうございます。では、以上をもちまして、2回にわたって開催して参りました令和6年度の自立支援協議会は終了となります。委員の皆様におかれましては1年間、大変お力添えをいただきましてありがとうございます。また次年度も、重要な審議事項がたくさんあるようでございますので、引き続きお力添えのほどお願い申し上げます。では、ありがとうございました。

7 閉会

部会活動報告

部会名	令和 6 年度テーマ別部会 高次脳機能障がいのある方への就労及び社会参加支援について
開催 日時 (6回)	第 1 回：令和 6 年 9 月 30 日（月） 10：00～11：30 第 2 回：令和 6 年 10 月 29 日（火） 14：00～15：30 第 3 回：令和 6 年 11 月 22 日（金） 14：00～15：30 第 4 回：令和 6 年 12 月 28 日（金） 14：00～15：30 第 5 回：令和 7 年 1 月 24 日（金） 14：00～15：30 第 6 回：令和 7 年 2 月 28 日（金） 14：00～15：30

■報告事項

議 題	高次脳機能障がいのある方への就労及び社会参加支援について
協 議 内 容	〈課題の洗い出し〉 ・障がい特性が複数（記憶障がい、感情コントロールが難しい、障がい受容ができない、遂行障がい等）あり、支援方法が難しい。 ・周囲を巻き込んだ一体的な支援体制が必要であるが、体制構築が難しい。 例）医療、福祉、本人の家族 ・支援の中で医療→福祉→社会参加のスムーズな連携が必要であるが、各機関の関わり合いが少ないため、それぞれの領域を理解する必要がある。 ・高次脳機能障がいのある方または、そのご家族に支援の流れがわかるようリーフレットを作ったほうが今後、支援を行う上で効果的である。 ・就労支援に関しては、就労アセスメントが重要であり、今後開始予定の就労選択支援をどう活用するかが大事である。 〈部会目標〉 ・高次脳機能障がいのある方及び、そのご家族に対する支援の流れがわかるリーフレットの作成 〈リーフレット作成〉 ・リーフレットは読み手が手に取りやすく、読みやすいよう A 4 の三つ折りにする。 ・視覚的にわかりやすいよう、受傷から復帰までのフローチャートに絵を入れ、3 段階に分けて図示する。 ・段階ごとに相談窓口や Q&A を明記すること、しかし、文字ばかりで読み手が読みにくくならないよう注意が必要である。 ・本人以外にも関係機関に見てもらい、本人の支援に繋がられるようなリーフレットにする。

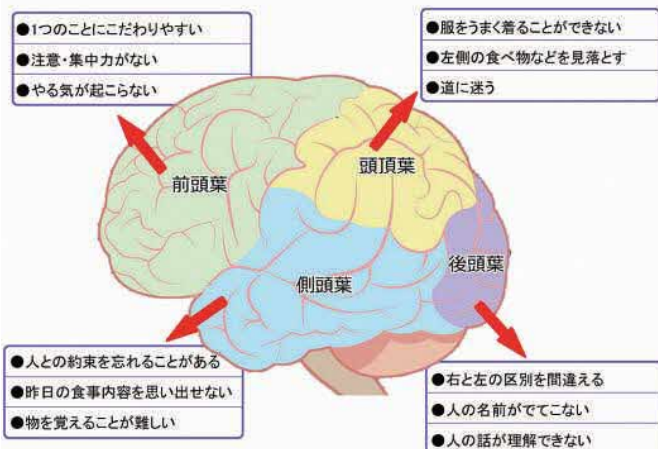
	・高次脳機能障がいを自覚していない方のために、高次脳機能障がいの説明及びチェック項目をわかりやすく明記する。
協 議 結 果	■審議終了 □継続審議 ■自立支援協議会へ（報告・審議） □その他（ ）

～高次脳機能障がいとは～

高次脳機能障がいとは、病気や事故などにより脳が部分的に損傷されることで、コミュニケーションの困難さや注意力・集中力の低下、感情の抑制がきかなくなるなど知的・精神的症状が出現します。

高次脳機能障がいは周囲に理解されにくく「みえない障がい」と呼ばれることがあります。ご本人が障がいを認識しにくい、身体の障がいが軽症のため障がいが目立ちにくいからです。しかし、在宅での日常生活や社会活動では、周囲の状況にあった適切な行動が選べなくなり、生活に支障をきたすようになってしまいます。

脳にダメージを受けた部位によって症状はそれぞれです



脳にダメージを受けた後の変化についてのチェックリスト

- ☐ 人の名前や予定を忘れてしまうことが増えた
- ☐ 何度も同じことを言ったり聞いたりしてしまう
- ☐ 少し前に言われたことを覚えていない
- ☐ 移動のときに迷ってしまう
- ☐ 集中力が無くなった気がする
- ☐ 小さな音や周囲の動きに気が散りやすくなった
- ☐ 同時に2つ以上のことをすると混乱する
- ☐ 人や物によくぶつかるようになった
- ☐ いま何をしたらよいか分からないことがある
- ☐ 計画的に行動できなくなった
- ☐ 急な予定の変更があると混乱する
- ☐ 怒りっぽくなった
- ☐ 我慢することができなくなった
- ☐ 気持ちの切り替えができずにしつこくなった
- ☐ やる気がでなくなった

**1つでもあてはまる方は、
まずはご相談ください！**

このリーフレットは、浦安市自立支援協議会で作成しました。

お困りではありませんか？



に大きなダメージを受ける
ような事故や病気のあとから・・・

何に対しても
やる気が出なくなった

道に迷うように
なった

ついさっき
言ったこと、
やったことを
覚えていない

物の使い方が
わからなくなった

言葉が上手く
出てこなくなった

ちょっとしたことで
イラ立つ、人が変わった
ようだとされる...

**このようなお悩みをお持ちの方が
相談できる場所があります！！**



ステージ1・2

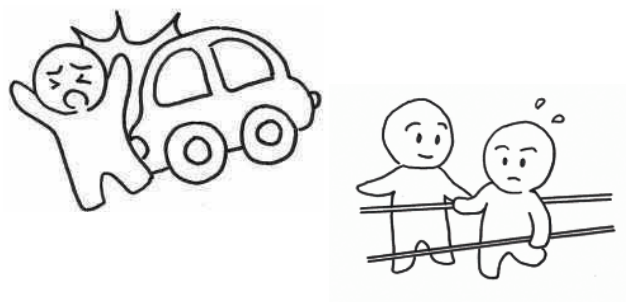
入院・通院生活

こうじのうきのう

高次脳機能障がい「みえない障がい」

とも言われ、病院にかかっている、

見落とされるケースもあります



相談窓口

医療法人社団城東桐和会タムス浦安病院
高次脳機能障害相談窓口

TEL 047-312-6735

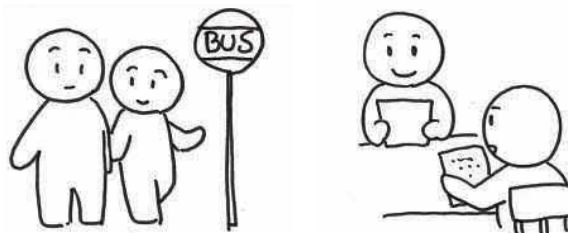
* 高次脳機能障害の相談である旨をお伝えください。
* 電話相談・来所相談は無料でお受けいたします。

ステージ3

在宅生活

生活面の相談がしたい！

- 自分に合った制度やサービスを活用をしたい
- 病院や外出先に付き添ってほしい
- 日々の困りごとや家族との関係を相談したい



相談窓口

■ 浦安市基幹相談支援センター

TEL 047-304-8822

■ 浦安市 障がい事業課

TEL 047-712-6397

* ご本人、ご家族からの相談をお受けいたします。

ステージ4

就 労

仕事について相談したい！

- 職場復帰したけど不安がある
- 今の自分に仕事ができるのか不安
- 自分にあった仕事を探したい
- 症状について職場の人に説明してほしい



相談窓口

■ 浦安市障がい者就労支援センター

TEL 047-304-6200

■ 障害者就業・生活支援センター いちされん

TEL 047-300-8630

* 企業側からの相談もお受けいたします。

部会活動報告

部会名	令和 6 年度テーマ別部会 都市型グループホームのあり方検討
開催 日時 (6回)	第 1 回：令和 6 年 9 月 30 日（月） 14：00～15：30 第 2 回：令和 6 年 10 月 28 日（月） 14：00～15：30 第 3 回：令和 6 年 11 月 25 日（月） 14：00～15：30 第 4 回：令和 6 年 12 月 23 日（月） 14：00～15：30 第 5 回：令和 7 年 1 月 27 日（月） 14：00～15：30 第 6 回：令和 7 年 2 月 17 日（月） 14：00～15：30

■報告事項

議 題	都市型グループホームのあり方検討
協 議 内 容	〈テーマ選定理由〉（課題発見） ・これまでの自立支援協議会でも議論されてきた、積年の課題である重度の障がいがある方のグループホームの不足について、浦安市同様、都市部に位置する自治体（都内）の整備状況や施策を知り、改善のきっかけを得る。 〈背景事情〉 東野パティオ通過型グループホーム入居者の移行先が見つからない。 〈活動内容〉 ① 10 名の委員と事務局による計 6 回（令和 6 年 9 月～令和 7 年 2 月）の議論検討 ② 浦安市障がい事業課が江戸川区を訪問して、グループホーム整備に関するヒヤリング調査を実施。 ③ 世田谷区の基幹相談支援センターとグループホーム整備について ZOOM 会議を実施。 ④ 市内の相談支援専門員にグループホームを必要としている方のニーズ調査実施（調査実施日：令和 7 年 1 月） 〈現状把握と考察〉（行政支援：補助金等） ・詳細は別紙参照（補助金比較一覧表） ・グループホーム整備に関する各種補助制度、重度障がい者支援事業所運営費補助金は浦安市の強みである。 〈現状把握と考察〉（整備計画の具体性と方針） ・世田谷区では、障害福祉計画における施設整備の着実な進行と、将来にわたる障害者施設整備等のための 10 年間の基本方針を策定し、今後の障害福祉計画等に反映させ、障害者施設等を整備。居住の場であるグループホームに

	については、地区を意識しながら通所施設や医療機関等の利用可能な地域資源の状況を勘案し整備している。 ・ 中軽度障害者対象のグループホームの整備促進 空き家の活用も視野に担当所管や不動産団体等との連携強化を図るとともに、新規グループホーム運営希望法人等と活用可能物件とのマッチングを更に進める。 ・ 重度障害者対象のグループホームの整備促進 公有地、区が所有する建物でその役割を終えた建物の活用により、財政負担の軽減を図り整備する。また、重度障がい者対象のグループホームは、国で示す報酬や職員配置では運営が難しいことから、必要な職員配置等を含む、新たな補助制度の事業者負担軽減策を整理・検討する。 〈現状把握と考察〉（事業者視点） 【土地、建物】 ・ グループホームを建てる土地が無い ・ グループホームを運営するための物件を借りることが難しい（不動産屋が消極的） ・ 土地を購入して建物を建設しても、土地購入費用をグループホームの家賃に反映させることが出来ず、初期投資の回収の目途が付かない。 （10 名定員のグループホームを検討する場合、延べ床面積 200 平米くらいが必要。重度の方や行動障がいの方を受け入れる場合は 280 平米でもギリギリである。浦安市内で延べ床面積 200～280 平米確保できる土地はほぼなく、購入する場合価格は 7500 万円以上。200 平米未満の土地でも価格に大差はない。） ・ 建設資材や建設費用の高騰 ・ 都、県の設備整備補助金の手続きが非常に複雑で、実際に活用することが出来ない。 【家賃設定】 ・ 住宅扶助範囲での家賃設定が難しい。 ※他市では、「生活保護費の住宅扶助基準額＋補足給付額」まで家賃額を認めているケースがある。 ・ 一般就労していて生活保護にギリギリ該当しない当事者の場合、課税対象となり家賃補助がでない。 サービス利用料も発生するため、経済的に苦しい状況となる場合がある。 【人材確保が困難】 ・ グループホームで働く人材を採用することが難しい（高額な採用コストをかけることも出来ない）
--	---

	【支援内容】 ・重度障がいのある方への支援を提供するには、現行のグループホームの人員基準では到底難しい。 ・自法人だけで高い支援力を担保することが難しく、その専門性がある事業者との連携が必要である。 〈グループホームに対するニーズ〉 《当事者が必要としているグループホームの仕様》 （家賃）生活保護受給者でも入居可能な設定 （人員配置）24時間支援員が滞在 （立地）浦安市内・通所先を変更したくない （設え）個の空間を持つことができる、バリアフリー仕様 （支援力）障がいの程度に関わらず、特性を踏まえた専門的な支援提供が可能である 《空床となっているグループホームの仕様》 （家賃）35,000円～68,000円 （人員配置）24時間支援員が滞在している所は1か所のみ。その他は、支援員が①夜間のみ滞在②夜間と土日祝日滞在③滞在しておらず必要に応じて支援となっている。 （環境）アパートタイプ2名1室利用、アパートタイプ1名1室、一軒家タイプ （対象者）7割が身体や難病の方の受け入れ不可 〈提言：グループホーム整備を推進するために〉 ①生活保護を受給している障がいのある人がグループホームを利用しやすくなるように、「生活保護の住宅扶助基準額」と「補足給付額」の適応関係の整理。 ②当事者ニーズ、グループホーム整備に関する課題、強味（補助制度や地元でグループホームを運営している事業者たちのやる気）を活かすためにも浦安市として、グループホーム整備計画と方針を決める。 ※障害福祉計画の数値目標の見直しを含む ③市有地、市の建物のグループホーム運営への活用 ④不動産関連団地やオーナーとの定期的なグループホーム運営に協力を求める定期会合を官民で進める。 ⑤補助金を更に有効活用するため、空床に対する補助金制度、開設補助金等、補助金制度全体についての見直し。
協 議 結 果	■審議終了 □継続審議 ■自立支援協議会へ（報告・審議） □その他（ ）

令和6年度テーマ別部会「都市型グループホームのあり方検討」提言書

テーマ選定理由（課題発見）

これまでの自立支援協議会でも議論されてきた、積年の課題である重度の障がいがある方のグループホームの不足について、浦安市同様、都市部に位置する自治体（都内）の整備状況や施策を知り、改善のきっかけを得る。

≪背景事情≫

東野パティオ通過型グループホーム入居者の移行先が見つからない。

活動内容

- ①10名の委員と事務局による計6回（令和6年9月～令和7年2月）の議論検討
- ②浦安市障がい事業課が江戸川区を訪問して、グループホーム整備に関するヒヤリング調査を実施。
- ③世田谷区の基幹相談支援センターとグループホーム整備についてZOOM会議を実施。
- ④市内の相談支援専門員にグループホームを必要としている方のニーズ調査実施（調査実施日：令和7年1月）

現状把握と考察（行政支援：補助金等）

詳細は別紙参照（補助金比較一覧表）

グループホーム整備に関する各種補助制度、重度障がい者支援事業所運営費補助金は浦安市の強みである。

現状把握と考察（整備計画の具体性と方針）

世田谷区では、障害福祉計画における施設整備の着実な進行と、将来にわたる障害者施設整備等のための10年間の基本方針を策定し、今後の障害福祉計画等に反映させ、障害者施設等を整備。居住の場であるグループホームについては、地区を意識しながら通所施設や医療機関等の利用可能な地域資源の状況を勘案し整備している。

●中軽度障害者対象のグループホームの整備促進

空き家の活用も視野に担当所管や不動産団体等との連携強化を図るとともに、新規グループホーム運営希望法人等と活用可能物件とのマッチングを更に進める。

●重度障害者対象のグループホームの整備促進

公有地、区が所有する建物でその役割を終えた建物の活用により、財政負担の軽減を図り整備する。また、重度障がい者対象のグループホームは、国で示す報酬や職員配置では運営が難しいことから、必要な職員配置等を含む、新たな補助制度の事業者負担軽減策を整理・検討する。

現状把握と考察（事業者視点）

【土地、建物】

- ・グループホームを建てる土地が無い。
- ・グループホームを運営するための物件を借りることが難しい（不動産屋が消極的）
- ・土地を購入して建物を建設しても、土地購入費用をグループホームの家賃に反映させることが出来ず、初期投資の回収の目途が付かない。
（10名定員のグループホームを検討する場合、延べ床面積200平米くらいが必要。重度の方や行動障がいの方を受け入れる場合は280平米でもギリギリである。浦安市内で延べ床面積200～280平米確保できる土地はほぼなく、購入する場合価格は7500万円以上。200平米未満の土地でも価格に大差はない。）

・建設資材や建設費用の高騰

- ・都、県の設備整備補助金の手続きが非常に複雑で、実際に活用することが出来ない。

【家賃設定】

- ・住宅扶助範囲での家賃設定が難しい。
※他市では、「生活保護費の住宅扶助基準額＋補足給付額」まで家賃額を認めているケースがある。
- ・一般就労していて生活保護にギリギリ該当しない当事者の場合、課税対象となり家賃補助がでない。
サービス利用料も発生するため、経済的に苦しい状況となる場合がある。

【人材確保が困難】

- ・グループホームで働く人材を採用することが難しい（高額な採用コストをかけることも出来ない）

【支援内容】

- ・重度障がいのある方への支援を提供するには、現行のグループホームの人員基準では到底難しい。
- ・自法人だけで高い支援力を担保することが難しく、その専門性がある事業者との連携が必要である。

グループホーム運営の在り方として：

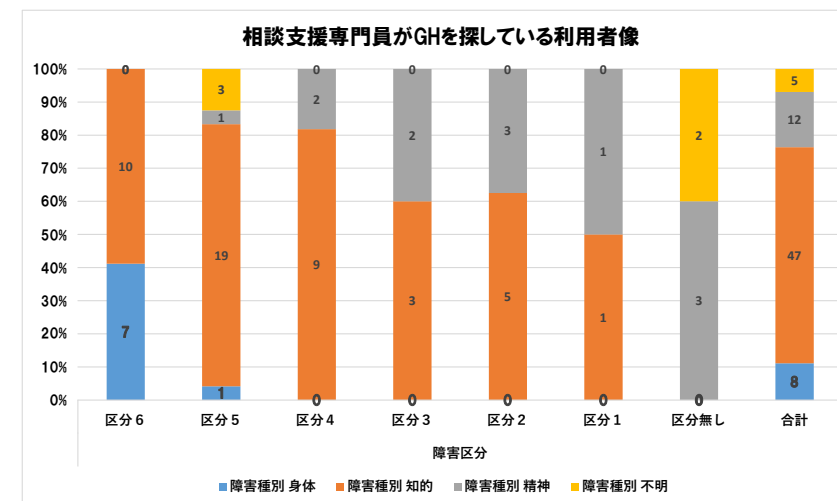
- ①グループホーム事業者と重度訪問介護事業者、居宅介護事業者との協働、連携（個別給付の活用）
- ②シェアハウスの形態での運営（具体例が世田谷区にあり）

※個別的な支援を担保しながら、グループホームに必要な整備面のハードルを下げるのが狙いであるが課題もある。

グループホームに対するニーズ

相談支援専門員がGHを探している方の障がい種別

	障害種別				合計
	身体	知的	精神	不明	
区分6	7	10	0	0	17
区分5	1	19	1	3	24
区分4	0	9	2	0	11
区分3	0	3	2	0	5
区分2	0	5	3	0	8
区分1	0	1	1	0	2
区分無し	0	0	3	2	5
合計	8	47	12	5	72



（令和7年1月調査）

≪当事者が必要としているグループホームの仕様≫

（家賃）生活保護受給者でも入居可能な設定 （人員配置）24時間支援員が滞在 （立地）浦安市内・通所先を変更したくない

（設え）個の空間を持つことができる、バリアフリー仕様 （支援力）障がいの程度に関わらず、特性を踏まえた専門的な支援提供が可能である

≪空床となっているグループホームの仕様≫

（家賃）35,000円～68,000円 （人員配置）24時間支援員が滞在している所は1か所のみ。その他は、支援員が①夜間のみ滞在②夜間と土日祝日滞在③滞在しておらず必要に応じて支援となっている。 （環境）アパートタイプ2名1室利用、アパートタイプ1名1室、一軒家タイプ （対象者）7割が身体や難病の方の受け入れ不可

提言：グループホーム整備を推進するために

- ① 生活保護を受給している障がいのある人がグループホームを利用しやすくなるように、「生活保護の住宅扶助基準額」と「補足給付額」の適応関係の整理。
- ② 当事者ニーズ、グループホーム整備に関する課題、強味（補助制度や地元でグループホームを運営している事業者たちのやる気）を活かすためにも浦安市として、グループホーム整備計画と方針を決める。 ※障害福祉計画の数値目標の見直しを含む
- ③ 市有地、市の建物のグループホーム運営への活用 ④不動産関連団地やオーナーとの定期的なグループホーム運営に協力を求める定期会合を官民で進める。
- ⑤ 補助金を更に有効活用するため、空床に対する補助金制度、開設補助金等、補助金制度全体についての見直し。

グループホーム補助金制度 比較一覧表①

施策等	浦安市	東京都	江戸川区	世田谷区
運営費補助				
実施状況	○	○	×	○
整備費補助				
実施状況	○	○	△	○
補助額等	障がい種別問わず 重度対象（区分4以上） 建物購入あり＝一棟あたり 4,375,000円が上限 建物購入なし＝一棟あたり 3,281,000円が上限	①精神 管理事務手数料（※1家賃助成） 精神は借り上げ経費＝家賃助成69,800円 ②知的・身体・難病 借り上げ経費750,000円 補助率3/4 管理事務手数料309,000円 補助率3/4	主に、知的・身体を対象としたホーム ※精神は実施なし 都整備費補助を差し引いた額 都要綱5に定める補助基本額－都補助額＝区補助額 ※補助基本額 ※都補助基本額の8分の1が上限	賃貸物件の場合又は補助事業者が自己資金で施設を建設した場合対象となるもの 125,000円×（グループホームの定員）が上限
重度障がい者の受け入れ態勢強化				
実施状況	○	○	△	○
補助額等	障がい種別問わず 重度の強度行動障がい者 14,430円/日 最重度の強度行動障がい者 28,860円/日	対象経費（職員体制確保に係る経費） 体制強化Ⅰ（概ね3：1配置）年1, 1 7 6千円を上限 体制強化Ⅱ（概ね2：1配置）年1, 6 1 7千円を上限 体制強化Ⅲ 年1, 1 0 2千円を上限	知的・身体 対象経費（職員体制確保に係る経費（給料・職員手当等）） から東京都補助額を差し引いた額 体制強化1（概ね3対1配置）年1,176千円を上限 体制強化2（概ね2対1配置）年1,617千円を上限 体制強化3（研修終了要件等に該当）年1,102千円を上限	賃貸物件の場合又は補助事業者が自己資金で施設を建設した場合対象となるもの 補助交付額は、予算に定める額を限度として、補助事業に要する経費に対して以下のいずれかの金額を交付。 （1）補助対象利用者に該当する者 補助対象利用者1人あたり上限70, 0 0 0円／月 （2）補助対象利用者に該当する者かつ区内の施設入所支援施設（地域生活支援型） から移行した者（定着支援事務費相当分） 補助対象利用者1人あたり（1）に加えて10, 0 0 0円／月 ※（2）は受け入れ期間に応じて最長1年間の補助であり、1年間を経過した以降は（1）の補助交付額とする。
消防設備補助				
実施状況	○	×	△	○
補助額	障がい種別問わず スプリンクラー設備工事 1㎡につき9,000円 消火ポンプユニット工事 2,250,000円 自動火災報知設備工事 1,000,000円 火災通報装置工事 300,000円 調査費、図面作成料 500,000円（限度額）	－	知的・精神 定員5人以下＝2,300,000円 定員6人以上10人以下＝2,900,000円	賃貸物件の場合又は補助事業者が自己資金で施設を建設した場合対象となるもの 1グループホーム25,000円が上限
家賃補助				
実施状況	○	○	×	×
補助額	県1/2、市1/2 障がい種別問わず 半額助成、上限2万円/月	都からホームに助成 精神＝69,800円（※1家賃助成） 知的・身体＝24,000円or12,000円	－	－
施設借上補助				
実施状況				○
補助額				賃貸物件の場合のみ対象となるもの 次に計算したものの合計額 入居者用居室1室についての補助月額：30,000円が上限 （区で入居調整会議を開催し、事業者と協議して事業者が入居者を決定した場合のみ） 世話人室1室についての補助月額：90,000円が上限
施設維持補助				
実施状況				○
補助額				補助事業者が自己資金で施設を建設した場合のみ対象 入居者用居室1室（個室）についての補助月額：30,000円が上限
体験型居室維持補助				
実施状況				○
補助額				補助事業者が自己資金で施設を建設した場合のみ対象 体験型居室の空室1室についての補助月額：69,800円が上限
体験型居室運営補助				
実施状況				○
補助額				補助事業者が自己資金で施設を建設した場合のみ対象 体験型居室の空室1室についての補助日額：7,381円が上限

グループホーム補助金制度 比較一覧表②

その他の状況	浦安市	江戸川区	世田谷区
G H 指定権者	県	都	都
G H の設置状況	市内12事業所、143室（令和 6 年10月1日時点）	区内136事業所、723室	区内49事業所、335室
G H の入居者	・グループホームを利用している障がい種別は主に精神・知的。 ・入居したいケースは、市外も探して入居している。 ・家賃助成は障がい種別問わず半額助成、上限 2 万円/月 ・生保（世帯人数1人）基準額：84,000円、支給額の上限：46,000円。 月収が基準額以下の方は家賃額（上限あり） 月収が基準額を超え、収入基準額以下の方は以下の数式により算定。 基準額+居住する住宅の実際の家賃額－月の世帯の収入合計額＝ 住居確保給付金支給額（上限あり） ・通過型グループホームは、東野地区複合福祉施設東野パティオ）のふる里学舎浦安のみ。	・グループホームを利用している障がい種別は、主に精神・知的。 ・身体が入居するホームはほとんどなく、自宅で過ごしている。 ・入居したいケースは、区外、都外も探して入居している。 ・整備費、家賃補助等、基本は都の施策。 ・精神は都だけが助成。 ・家賃助成は精神69,800円、その他は所得により24,000円か12,000円。知的に障がいがあっても、精神の手帳を取って助成を受けている。 ・生保の家賃基準額は53,700円。その額で入居できるホームが多い。 ・通過型グループホームは4事業所（12ユニット）。 ・施設であれば、山形・秋田なども入所者がある	・家賃助成は30,000円。 ・生保の家賃基準額は53,700円。
日中サービス支援型 G H	1事業所（ふる里学舎浦安）	なし（施設として考えている）	1事業所（バンプル）
強度行動障がい G H	江戸川区と同様	ほとんどない	—
一般的な家賃	～約9万円	生活保護の基準額である53,700円を満たす事業所が多い	—
運営法人	江戸川区と同様	N P O や株式会社など様々	—
取り組みについて	令和 6 年度に「浦安市障がい者福祉計画 令和 6 年度～令和 8 年度」を作成し、令和 8 年度の目標達成に向け、令和 6 年度から令和 8 年度の各年度における見込量を設定し、その確保に努めています。 共同生活援助 実人数（1 か 月あたり） 令和 4 年度：131人（実績値） 令和 6 年度：132人 令和 7 年度：133人 令和 8 年度：134人 うち、精神障がい者の共同生活援助 実人数（1 か 月あたり） 令和 4 年度：54人（実績値） 令和 6 年度：54人 令和 7 年度：55人 令和 8 年度：55人 うち、重度障がい者の共同生活援助 実人数（1 か 月あたり） 令和 4 年度：4人（実績値） 令和 6 年度：4人 令和 7 年度：4人 令和 8 年度：4人	令和 6 年度に「第 7 期江戸川区障害福祉計画 令和 6 年度～令和 8 年度」を作成しており、令和 8 年度の目標達成に向け、令和 6 年度から令和 8 年度の各年度における見込量を設定し、地域全体で生活を支える体制を目指しています。 共同生活援助 利用者数 令和 6 年度：749人 令和 7 年度：799人 令和 8 年度：859人 うち、区分 4 以上 令和 6 年度：260人 令和 7 年度：265人 令和 8 年度：270人	・グループホームについては、中軽度者向けの整備は、民間事業者主導により一定程度進んできたが、重度者向けの整備は進んでいない状況である。 【令和 1 2（2030）年度までに必要なグループホーム所要量想定】 中軽度障害者対象＝200 人分程度（最大） ・空き家の活用も視野に担当所管や不動産団体等との連携強化を図るとともに、新規グループホーム運営希望法人等と活用可能物件とのマッチングを更に進める。 重度障害者対象＝300 人分程度（最大） ・公有地活用により財政負担の軽減を図り整備する。また、重度障害者対象のグループホームは、国で示す報酬や職員配置では運営が難しいことから、必要な職員配置等を含む、新たな補助制度の事業者負担軽減策を整理・検討する。 ・民有地での整備促進として「お持ちの不動産を有効活用」のチラシ作成したが、重度GHを対象としているため、2025年1月時点では実現した事例は無し。 ・待機者という概念はなく、空室が出るとに入居者を募集する。（令和 5 年度に身体・知的重複障害の重度の方を対象とした定員10人のGHへは、100人以上の申込みがあった。）

部会活動報告

部会名	令和 6 年度テーマ別部会 障がいのある人と防災
開催 日時 (6回)	第 1 回：令和 6 年 9 月 24 日（火） 10：30～12：00 第 2 回：令和 6 年 10 月 25 日（金） 14：00～15：30 第 3 回：令和 6 年 11 月 9 日（土） 8：30～11：30 第 4 回：令和 6 年 12 月 24 日（火） 14：00～15：30 第 5 回：令和 7 年 1 月 24 日（火） 14：00～15：30 第 6 回：令和 7 年 2 月 18 日（火） 14：00～15：30

■報告事項

議 題	障がいのある人と防災
協 議 内 容	〈テーマ選定理由〉（課題発見） ①東日本大震災、能登半島地震を鑑み、自然災害発生時に支援が必要な障がいのある人が取りこぼされない浦安市の防災体制づくりが必要である。 ②福祉避難所開設訓練や、これまで自立支援協議会で検討してきた防災に関する取り組みを総括して優先順位を整理する必要がある。 〈部会の活動内容〉 ① 8 名の委員と事務局による計 6 回（令和 6 年 9 月～令和 7 年 2 月）の議論検討。 ②浦安市障がい者福祉センター開催の福祉避難所開設訓練に合同参加。 ③調査研究事業の研究成果受講：日本医療開発研究機構 障害者対策総合開発研究事業「災害時における身体障害者の生活・健康維持に必要な代替支援手段の選定を効率化するデータ駆動型アセスメントシステムの開発」（※以下、「研究事業」と表記） 〈現状把握と気づき①（避難体制）〉 気づき①：個別避難計画が作成済みの当事者の方は、避難計画に沿った「避難」となるが、計画が未作成の方は避難の流れが明確になっていないため、避難方法等を確認する必要がある。 気づき②：避難計画が未作成の方の場合、一時的な避難が必要となれば、普段通所している所に避難することを想定しているが、それは周知されていない。また、通所先が無い方の避難の流れは検討できていない。

気づき③：通所先が自宅から離れている場合、通所先まで行くことが出来ず、在宅避難や、より自宅から近い福祉避難所に避難することが、発災時の心の動きとして十分に想定される。

気づき④：医療的なケアが必要な方については、東野パティオへの避難が現実的。東野パティオ福祉ゾーンについては、対象とする障がい種別や受け入れにおける役割分担を明確にすることで福祉ゾーンの有効活用を図ることができる。結果的に、障がいのある当事者の方も福祉避難所の開設、運営などのサポートに従事することができる可能性が広がり（他者との繋がりも感じやすい）、当事者同士の支え合いも生まれる。

気づき⑤：研究事業の成果から、既存の行政データを活用することで、発災時において電源確保等の問題で命に即時関わる可能性がある医療的ケアの方や重度心身障がいの方が市内のどの地域に暮らしているかを可視化できることがわかった。個別避難計画作成の優先順位の設定はもちろんのこと、個別避難計画作成が完了するまでの間にも、「当事者の状態像ごと」「暮らしている地区ごと」の暫定的な避難体制の構築に有効活用ができる。

気づき⑥：医療機器や座位保持、車いす等を使用している当事者が複数生活している地区に福祉避難所がないという状況もデータを可視化することで明確となった。全市的な方針、地区ごとの具体的な対応策、障がいのある当事者が避難することを考えた際の現実的な防災対策を検討する必要がある。

個別避難計画とは…

災害時に、避難行動が困難な高齢者や障がい者などの「避難行動要支援者」がスムーズに避難できるように、あらかじめ「避難先」「避難経路」「避難する時にどのような配慮が必要になるか」等を記載した個別の避難行動計画の事です。

<作成対象者>

身体障害者手帳 1 級・2 級の方、療育手帳④または A の方、
精神障害者保健福祉手帳 1 級の方、市の生活支援を受けている難病患者、
市の生活支援を受けている小児慢性特定疾病児童、要介護認定 1～5 までに該当する方、
高齢者のみの世帯の方（75 歳以上）、
上記に準じる状態にあり地域による支援が必要と認められる方

〈現状把握と気づき②（避難体制）〉 ①福祉避難所開設における災害ボランティアセンターとの連携を検証 開設時は力仕事が必要となることが多くあり、細かいところでもボランティアで対応可能な取組があると感じた。災害ボランティアの事前登録制度を開始することは有効。 例：防災トイレ組み立て、備品等の運搬、非常食の用意・配布 専門的な支援技術を要さない館内の誘導等 ②福祉避難所にて感染症が発生した場合、もしくは医療的ケア（医療ケア）が必要な方の医療物品が不足した際の対応など、当事者の命の危機に直結する事態になったときの医療機関との事前連携の体制が必要。 ③研究事業を通じて、避難行動要支援者の所在地区が明確になることで、地区の自治会や自主防災組織との連携の可能性について模索していくことができるのではないか。 〈現状把握と気づき③（福祉避難所運営）〉 気づき①：受付時に、障がいのある当事者の状態像や必要な支援内容を確認する。 例：聴覚障がいの方であれば、聞こえの状態やコミュニケーション方法の確認 気づき②：避難所のルール、タイムスケジュール、連絡事項、分けられたスペースの使用目的などの「情報」については、言葉でのアナウンス（音声での情報提供）と、見てわかる伝え方（視覚的な情報提供）があると良い。 例：プラカードやホワイトボードの活用、目で見えるテレビ（アイドラゴンの活用など 気づき③：福祉避難所には、多くの人たちが滞在することになることから、運営スタッフであるということが一目でわかるような工夫があると良い。 例：色別のマークを付ける、ビブスの活用など 気づき④：横になれる個別空間を作るために、テントの中にマットレスを入れて対応するなど環境面の工夫を行う事は、プライバシーの確保だけでなく、横になる必要がある状態像の方にとって有用。 気づき⑤：障がい特性によっては、必ずしも福祉避難所を第一選択にする必要が無い方もいる。一般の避難所においても、障がいのある方への対応を一定程度、想定した取組を行う。 気づき⑥：スムーズに福祉避難所を開設するために、開設マニュアル、想定されるQ A集を事前に作成しておくことが大切。
--

	気づき⑦：現在の備蓄品では、種類、数が圧倒的に足りない。 気づき⑧：電力確保は喫緊の課題（障がい者福祉センターの非常電源の稼働時間は30分～1時間程度、東野パティオは発電機が満タンの状態で動力となる軽油が補充出来なければ21時間程度となっている）。 夏に自然災害が発生した場合、空調設備が十分に機能しない福祉避難所がある。（熱中症になるリスクが高くなる） 〈提言：重点事項〉 ①個別避難計画は、国の指針に基づき、令和8年度の完了を目途に進められているが、1日も早い完成を目指すとともに、実効性のある計画となるよう、作成方法や更新方法の再検討が必要。 ②「防災の手引き」に障がいのある人の避難方法をわかりやすく記載して周知する。 ※個別避難計画が作成済みの方、未作成の方、作成対象外の方、それぞれが障がいの状態や状況に応じて避難できる避難所はどこか、福祉避難所の役割など。 ③福祉避難所の衛生保持に最低限必要なものが備蓄品として足りていないことから、品目（種類）と数を増やす。 例：下着、生理用品、衣類、おむつ、とろみ剤、補聴器電池など ④福祉避難所の電力を確保する手段を講じる（例：医療的ケア等の方の対応の一環として太陽光発電パネルや蓄電池の備えなど）
協 議 結 果	■審議終了 □継続審議 ■自立支援協議会へ（報告・審議） □その他（ ）

令和 6 年度テーマ別部会「障がいのある人と防災」 提言書

テーマ選定理由（課題発見）

- ①東日本大震災、能登半島地震を鑑み、自然災害発生時に支援が必要な障がいのある人が取りこぼされない浦安市の防災体制づくりが必要である。
- ②福祉避難所開設訓練や、これまで自立支援協議会で検討してきた防災に関する取り組みを総括して優先順位を整理する必要がある。

部会の活動内容

- ①8 名の委員と事務局による計 6 回(令和 6 年 9 月～令和 7 年 2 月)の議論検討。
- ②浦安市障がい者福祉センター開催の福祉避難所開設訓練に合同参加。
- ③調査研究事業の研究成果受講: 日本医療開発研究機構 障害者対策総合開発研究事業「災害時における身体障害者の生活・健康維持に必要な代替支援手段の選定を効率化するデータ駆動型アセスメントシステムの開発」（※以下、「研究事業」と表記）

現状把握と気づき①（避難体制）

- 気づき①: 個別避難計画が作成済みの当事者の方は、避難計画に沿った「避難」となるが、計画が未作成の方は避難の流れが明確になっていないため、避難方法等を確認する必要がある。
- 気づき②: 避難計画が未作成の方の場合、一時的な避難が必要となれば、普段通所している所に避難することを想定しているが、それは周知されていない。また、通所先が無い方の避難の流れは検討できていない。
- 気づき③: 通所先が自宅から離れている場合、通所先まで行くことが出来ず、在宅避難や、より自宅から近い福祉避難所に避難することが、発災時の心の動きとして十分に想定される。
- 気づき④: 医療的なケアが必要な方については、東野パティオへの避難が現実的。東野パティオ福祉ゾーンについては、対象とする障がい種別や受け入れにおける役割分担を明確にすることで福祉ゾーンの有効活用を図ることができる。結果的に、障がいのある当事者の方も福祉避難所の開設、運営などのサポートに従事することができる可能性が広がり（他者との繋がりも感じやすい）、当事者同士の支え合いも生まれる。
- 気づき⑤: 研究事業の成果から、既存の行政データを活用することで、発災時において電源確保等の問題で命に即時関わる可能性がある医療的ケアの方や重度心身障がいの方が市内のどの地域に暮らしているかを可視化できることがわかった。個別避難計画作成の優先順位の設定はもちろんのこと、個別避難計画作成が完了するまでの間にも、「当事者の状態像ごと」「暮らしている地区ごと」の暫定的な避難体制の構築に有効活用ができる。
- 気づき⑥: 医療機器や座位保持、車いす等を使用している当事者が複数生活している地区に福祉避難所がないという状況もデータを可視化することで明確となった。全市的な方針、地区ごとの具体的な対応策、障がいのある当事者が避難することを考えた際の現実的な防災対策を検討する必要がある。

個別避難計画とは…

災害時に、避難行動が困難な高齢者や障がい者などの「避難行動要支援者」がスムーズに避難できるように、あらかじめ「避難先」「避難経路」「避難する時にどのような配慮が必要になるか」等を記載した個別の避難行動計画の事です。

<作成対象者>

身体障害者手帳 1 級・2 級の方、療育手帳[Ⓐ]または A の方、
精神障害者保健福祉手帳 1 級の方、市の生活支援を受けている難病患者、
市の生活支援を受けている小児慢性特定疾病児童、要介護認定 1～5 までに該当する方、
高齢者のみの世帯の方（75 歳以上）、
上記に準じる状態にあり地域による支援が必要と認められる方

現状把握と気づき②（連携体制）

- ①福祉避難所開設における災害ボランティアセンターとの連携を検証
開設時は力仕事が必要となることが多くあり、細かいところでもボランティアで対応可能な取組があると感じた。災害ボランティアの事前登録制度を開始することは有効。
例：防災トイレ組み立て、備品等の運搬、非常食の用意・配布
専門的な支援技術を要さない館内の誘導 等
- ②福祉避難所にて感染症が発生した場合、もしくは医療的ケア（医療ケア）が必要な方の医療物品が不足した際の対応など、当事者の命の危機に直結する事態になったときの医療機関との事前連携の体制が必要。
- ③研究事業を通じて、避難行動要支援者の所在地区が明確になることで、地区の自治会や自主防災組織との連携の可能性について模索していくことができるのではないか。

現状把握と気づき③（福祉避難所運営）

- 気づき①: 受付時に、障がいのある当事者の状態像や必要な支援内容を確認する。
例: 聴覚障がいの方であれば、聞こえの状態やコミュニケーション方法の確認
- 気づき②: 避難所のルール、タイムスケジュール、連絡事項、区分けされたスペースの使用目的などの「情報」については、言葉でのアナウンス(音声での情報提供)と、見てわかる伝え方(視覚的な情報提供)があると良い。
例: プラカードやホワイトボードの活用、目で見えるテレビ(アイドラゴンの活用など)
- 気づき③: 福祉避難所には、多くの人たちが滞在することになることから、運営スタッフであるということが一目でわかるような工夫があると良い。
例: 色別のマークを付ける、ビブスの活用など
- 気づき④: 横になれる個別空間を作るために、テントの中にマットレスを入れて対応するなど環境面の工夫を行う事は、プライバシーの確保だけでなく、横になる必要がある状態像の方にとって有用。
- 気づき⑤: 障がい特性によっては、必ずしも福祉避難所を第一選択にする必要が無い方もいる。一般の避難所においても、障がいのある方への対応を一定程度、想定した取組を行う。
- 気づき⑥: スムーズに福祉避難所を開設するために、開設マニュアル、想定される QA 集を事前に作成しておくことが大切。
- 気づき⑦: 現在の備蓄品では、種類、数が圧倒的に足りない。
- 気づき⑧: 電力確保は喫緊の課題(障がい者福祉センターの非常電源の稼働時間は 30 分～1 時間程度、東野パティオは発電機が満タンの状態で動力となる軽油が補充出来なければ 21 時間程度となっている)。
夏に自然災害が発生した場合、空調設備が十分に機能しない福祉避難所がある。(熱中症になるリスクが高くなる)

提言：重点事項

- 1) 個別避難計画は、国の指針に基づき、令和 8 年度の完了を目途に進められているが、1 日も早い完成を目指すとともに、実効性のある計画となるよう、作成方法や更新方法の再検討が必要。
- 2) 「防災の手引き」に障がいのある人の避難方法をわかりやすく記載して周知する。
※個別避難計画が作成済みの方、未作成の方、作成対象外の方、それぞれが障がいの状態や状況に応じて避難できる避難所はどこか、福祉避難所の役割など。
- 3) 福祉避難所の衛生保持に最低限必要なものが備蓄品として足りていないことから、品目(種類)と数を増やす。 例: 下着、生理用品、衣類、おむつ、とりみ剤、補聴器電池など
- 4) 福祉避難所の電力を確保する手段を講じる(例: 医療的ケア等の方の対応の一環として太陽光発電パネルや蓄電池の備えなど)

地域生活支援拠点運営会議について

【目的】面的整備を担う事業所への拠点機能の周知と連携促進／3つの機能強化

【参加者】拠点運営コアメンバー

- ・社会福祉法人 佑啓会
- ・浦安市基幹相談支援センター
- ・浦安市 障がい事業課

【事務局】浦安市基幹相談支援センター

【概略】 地域生活支援拠点の機能に関連した課題の整理と、登録事業所への周知について
検討

【今年度の取り組み】

- ①地域生活支援拠点の周知・意見交換会の実施
- ②テーマ別部会との連動
- ③個別ケースの検討を通じた、地域課題の整理

地域生活支援拠点 の機能	検討事項と実践	考察、まとめ
緊急対応	定期的な会議や打ち合わせの場で実績、個別ケースについての状況確認や検討等を実施。	・緊急対応の仕組みや流れが定着している。
地域移行	■昨年作成した「グループホーム体験利用リーフレット」の活用実態把握アンケートを実施 【結果】 ・活用したことがあると回答した相談支援事業所事業所が少ない(4事業所) ・体験利用についての説明ではなく、グループホームの制度や活用についての情報提供として活用されている。 ・活用した際の感想としては、概ね良好。 ・区分が重い方で、GHを必要としている方、市内で探したいとおもっている方が多い。	【考察/まとめ】 ・アンケート実施がリーフレットを作成後間もなかったことから、活用実態については時間を空けて再度アンケートを実施できるとよい。 ・市内グループホームの現状と課題、今後の在り方については、テーマ別部会で議論。 【来年度の取組み案】 ・年度が替わった際に、「グループホーム体験利用リーフレット」の再周知を行う。 ・共同生活援助事業者へのアンケート、またはヒアリングの実施。
専門的人材の確保・育成等	①生活介護事業所、特別支援学校との意見交換会	①【まとめ】 ・特別支援学校高等部卒業後の受け入

その他（サービス提供体制強化）	・地域生活支援拠点についての周知 ・令和8年度以降の特別支援学校卒業生の通所先確保の課題 在校生は年々増加しているが、新規受け入れに余裕がある事業所がない。通所先確保が難しくなることが予想されている。 ・各支援機関から見える課題 職員の確保と人員配置に課題がある。 保護者ニーズと本人能力とのミスマッチのあるケースへの対応 ②高次脳機能障がいの方の就労支援について、医療法人社団城東桐和会タムス浦安病院、株式会社 徳正と意見交換。 ③個別事例の検討 医的ケアが必要なお子さんの就学の課題について、福祉の立場からの見解等について検討。	れ先確保について、行政としての方針を検討してもらう必要がある。 ・保護者の思いと本人能力とのミスマッチは、在学中の校外学習を通して学校側からもアプローチを行っている。ただし、卒業後にミスマッチが判明する場合もある。 ・将来の暮らしについて、若い世代の保護者は関心が高いが、年齢が高い保護者は、ギリギリまで頑張ってしまう傾向にある。 →緊急事態が起こる前からアプローチできるツールや仕組みについての検討が必要。 ②テーマ別部会で議論 ③コアメンバーとしての結論 ・お子さんの権利擁護という観点から、教育の部分については教育行政で向き合ってもらい、福祉側は、放課後や長期休み等の時間に福祉で社会資源をどう整えていくかということを考える。 ・医療的コーディネーターが、同様のケースでは役割として重要である（令和7年度設置で市が動いている）。配置された際には、市からも普及してもらえるとよい。 ・どのような補助や環境整備があれば、今後、医療的ケア児の療育支援が他児と同様に出来るのか、機械を提供できるのかということ
------------------------	--	---

		について、意見交換の場を設ける →参加事業所が少なく、今年度は 放課後等デイサービス事業所 からの意見聴取のみとなった。 【来年度の取組み案】 ・地域生活視点登録事業者との意見交換会を実施。 ・福祉人材確保の課題解消に向けた議論。
--	--	---

委託相談連絡調整会議について

【目的】 浦安市の相談体制（3層構造）の強化と課題解決
支援の質の向上

【参加者】 浦安市身体障がい者福祉センター（委託相談）
浦安市ソーシャルサポートセンター（委託相談）
浦安市発達障がい者等地域活動支援センター（委託相談）
浦安市障がい者福祉センター（委託相談）
浦安市こども発達センター
浦安市障がい事業課
浦安市基幹相談支援センター

【事務局】 浦安市基幹相談支援センター

【今年度の取り組み】

1. 基幹相談支援センターの仕様書変更に伴い、仕様書内容についての共有と相談支援体制における役割分担の整理を行い、認識共有を図った。
2. 事例検討の実施（困難事例の検討を通して、地域課題を抽出）
3. テーマ別部会との連動

項目	検討内容
相談支援体制の整理と連携、 役割分担について	① 基幹相談と委託相談の役割、3層構造の支援体制における役割分担についての確認。 ② 重層的支援体制整備事業 →障がい分野へ出席要請が入ったスクラム支援会議には、基幹相談＋委託相談支援事業所が輪番で参加。 ③地域連携推進会議の概要と目的についての確認と共有。 ③基幹相談支援センター、委託相談支援事業所の実績の確認と共有。 →委託相談支援事業所が支援するセルフプランケースが増えている。特に、地域の計画相談支援事業所に移管できない困難ケースのセルフプラン支援が増えていることは課題。
事例検討の実施	①事例を用いた具体的な連携の共有。 例）・基幹相談から委託相談支援事業所へ対応依頼したいケース（一次アセスメントが終了し、継続的な支援へ移行ができるケース）の検討 ・カスタマーハラスメント要素のあるケースの対応

	についての検討。 ・障害福祉から介護保険への移行の狭間にあるケースへの対応について。
テーマ別部会との連動	①相談支援事業所から見える地域課題の抽出と整理を行い、部会運営委員会へ意見としてあげた。

1 移動支援事業

1) 事業概要

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)に定める地域生活支援事業の一つであり、屋外での移動が困難な障がい児・者に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の支援を行うことにより、地域における自立生活・社会参加の促進を目的とした事業。

根拠法令等

- 障害者総合支援法
- 浦安市障がい者等移動支援事業の実施に関する規則
- 浦安市移動支援事業ガイドライン

財源

- 障害者総合支援法に位置付けられている統合補助金
事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効果的・効率的な事業実施が可能である事業
[補助率]
市町村事業：国 1／2、県 1／4

- 令和 7 年度当初予算額
170,000,000 円

2) 現状 (令和 7 年 1 月時点)

対象障がい者数等

- 利用者数 457 名(利用決定者数 654 名)
→利用決定者のうち、視覚障がいのある方 56 名
- 市が把握している医療的ケア児 28 名
→医療的ケア児で、移動支援の利用決定を受けている方 8 名

移動支援事業指定事業所数

- 市内移動支援事業所(24 事業所)
- 市外移動支援事業所(39 事業所)

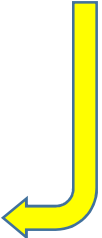
3) 実績

過年度 給付実績等

区分・項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度見込
給付費	146,254,656 円	160,134,316 円	168,237,360 円	162,354,480 円	156,027,108 円
前年度比率	—	109%	105%	97%	96%
実人数	412 人	429 人	447 人	467 人	460 人
前年度比率	—	104%	104%	104%	99%
延べ利用時間	39,549 時間	43,931 時間	46,193 時間	42,573 時間	39,364 時間
前年度比率	—	111%	105%	92%	92%
1 人当たり利用時間	96 時間	102 時間	103 時間	91 時間	85 時間
前年度比率	—	107%	101%	88%	93%
1 人当たり給付費	354,987 円	373,273 円	376,370 円	347,654 円	339,189 円
前年度比率	—	105%	101%	92%	98%
指定事業所数	63	62	62	61	63

令和 5 年度 利用者ごとの利用時間実績

移動支援年間利用時間			
0.5～50 時間	244 名	301～400 時間	10 名
51～100 時間	85 名	401～500 時間	18 名
101～150 時間	43 名	501～600 時間	3 名
151～200 時間	25 名	601～700 時間	3 名
201～300 時間	35 名	1000 時間以上	1 名



- 令和 5 年度に年間利用時間を超えた人数 9 名
→主な理由は、虐待や行動障がい等の個別の理由

- 令和 5 年度における年間利用時間の中央値 45 時間

4) 近隣 5 市区 比較表 (単価・時間数)

単価							
市区	身体介護有		身体介護無	市区	身体介護有		身体介護無
浦安市 ※平成22年 7月1日施行	30分	2,400円	1時間 2,400円	松戸市	30分	2,700円	30分 1,110円
	1時間	4,000円	以後30分 1,200円		1時間	4,260円	1時間 2,070円
	以後30分	1,700円	※1時間から算定可能		2時間超えて、30分		2時間超えて、30分
					毎 880円	毎 730円	
市川市	30分	2,340円	30分 810円	習志野市	30分	2,540円	30分 1,050円
	1時間	4,070円	1時間 1,530円		1時間	4,020円	1時間 1,970円
	4時間超えて、30分		以後30分毎 760円		2時間超えて、30分		2時間超えて、30分
	毎 830円				毎 830円	毎 700円	
船橋市	30分	2,470円	30分 1,000円	江戸川区	30分	2,860円	30分 1,180円
	1時間	4,210円	1時間 2,000円		1時間	4,520円	1時間 2,200円
	4時間超えて、30分		4時間超えて、30分毎		2時間超えて、30分		2時間超えて、30分
	毎 790円	790円			毎 930円	毎 730円	

6) 一部改正 (案)

- ・医療的ケア児の利用時間を、年間 480 時間から 600 時間に引き上げるとともに、年間利用時間の上限を超えた場合は、給付費の支給はないことを明記する。

年間利用時間 (上限)	改正前	改正後
	視覚障がい児・者※やむを得ず同行援護を利用できない場合 600 時間/年	視覚障がい児・者 (※同左) 医療的ケア児 600 時間/年
	その他 480 時間/年	その他 480 時間/年

- ・改正による予算への影響 (推計)
令和 7 年度予算 170,000,000 円
→改正した場合の決算額見込 188,628,000 円 (+18,628,000 円※11.0% ↑)

- ・サービス提供記録表の押印簡略化

利用者 確認	改正前	改正後
	利用 <u>日</u> ごとに押印確認	利用 <u>月</u> ごとに押印確認

7) 今後の予定 (案)

[令和 6・7 年度]

R 7. 3	令和 6 年度第 2 回自立支援協議会
	現状の報告→見直しの必要性の説明→素案の説明、意見交換
5	利用者・事業者へのアンケート調査
6	令和 7 年度第 1 回自立支援協議会
	一部改正案 (最終版) の説明、意見聴取
9	利用者・事業者周知
R 8. 3	令和 7 年度第 2 回自立支援協議会 (一部改正内容の報告)
	移動支援事業者説明会

[令和 8 年度]

R 8. 4	<u>改正規則 施行 (改正基準の導入)</u>
--------	--------------------------

5) 課題

平成 18 年の事業開始より、身体・知的・精神に障がいのある方に加えて、視覚障がいや発達障がい、及び難病や医療的なケアのある方など様々な対象者への外出支援について、法定サービス等の国の動向を参考としながら、柔軟な事業の運用をしてきたところである。

現状の課題としては、全国的な介護人材の不足による影響が強まれば、必要な外出に支障が出る恐れがあることや、医療的ケア児の外出支援等は保護者だけでは負担が大きいことを認識している。

そのため、公平性等を保った事業実施に関しては、限られた社会資源を有効活用しながら、医療的ケア児に係る利用時間の上限を変更する必要があると捉えている。

また、必要な支援を適切に提供できる支援体制を今後も維持・継続していくためには、事業所の事務負担や利用者家族への負担軽減に関しても、導入していく必要があるものとする。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(平成十七年十一月七日)

(法律第百二十三号)

第百六十三回特別国会

第三次小泉内閣

障害者自立支援法をここに公布する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(平二四法五一・改称)

省略

第三章 地域生活支援事業

(市町村の地域生活支援事業)

第七十七条 市町村は、主務省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 障害者等の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるための研修及び啓発を行う事業
- 二 障害者等、障害者等の家族、地域住民等により自発的に行われる障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための活動に対する支援を行う事業
- 三 障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の主務省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業（次号に掲げるものを除く。）
- 四 障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものにつ

き、当該費用のうち主務省令で定める費用を支給する事業

五 障害者に係る民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定する後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業

六 聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等につき、意思疎通支援（手話その他主務省令で定める方法により当該障害者等とその他の者の意思疎通を支援することをいう。以下同じ。）を行う者の派遣、日常生活上の便宜を図るための用具であって主務大臣が定めるものの給付又は貸与その他の主務省令で定める便宜を供与する事業

七 意思疎通支援を行う者を養成する事業

八 移動支援事業

九 障害者等につき、地域活動支援センターその他の主務省令で定める施設に通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の主務省令で定める便宜を供与する事業

○浦安市障がい者等移動支援事業の実施に関する規則

平成19年3月13日

規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、障がい者及び障がい児が円滑に外出し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい者及び障がい児の移動を支援することにより、障がい者及び障がい児の福祉の増進を図ることを目的とする。

(平20規則28・一部改正)

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者をいう。
- (2) 障がい児 法第4条第2項に規定する障害児をいう。
- (3) 保護者 法第4条第3項に規定する保護者をいう。
- (4) 移動支援 法第5条第26項に規定する移動支援事業に係る移動支援のうち、障がい者又は障がい児の移動（社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（営業活動等の経済活動に係る外出及び通年かつ長期にわたる外出を除く。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。）の際の移動をいう。）を個別的に支援するサービスをいう。

(平20規則28・平22規則23・平25規則35・平25規則39・平26規則34・平30規則29・一部改正)

(対象者)

第3条 移動支援を利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている障がい者又は障がい児
- (2) 法第19条第3項に規定する特定施設入所障害者であって、同項に規定す

る特定施設への入所前に本市に居住していたもの

(3) その他市長が必要と認める者

(平20規則28・平24規則24・一部改正)

(利用時間)

第4条 移動支援を利用できる時間は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める時間数を基準として、市長が当該障がい者又は障がい児の事情を勘案して定める時間を限度とする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる視覚障がいのある障がい者又は障がい児 1年度当たり600時間

(2) 身体障害者福祉法別表に掲げる視覚障がい以外の障がいがある障がい者又は障がい児 1年度当たり480時間

2 前項の規定にかかわらず、年度の途中に第6条の規定による決定を受けた者が移動支援を利用できる時間は、前項各号に定める時間数を12で除した数に当該決定に係る利用月数を乗じて得た数を基準として、市長が当該障がい者又は障がい児の事情を勘案して定める時間を限度とする。

(平20規則28・平22規則23・一部改正)

(申請)

第5条 移動支援を利用しようとする障がい者又は障がい児の保護者は、各年度ごとに、浦安市障がい者等移動支援利用申請書（別記第1号様式）により市長に申請しなければならない。

(平20規則28・平22規則23・一部改正)

(決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、その結果を浦安市障がい者等移動支援利用決定・却下通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。この場合において、利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）に対しては、浦安市障がい者等移動支援利用者証（別記第3号様式。以下「利用者証」という。）を併せて交付するものとする。

(平20規則28・一部改正)

(移動支援の利用)

第 7 条 利用者は、第16条の規定により指定の決定を受けた事業者（以下「指定事業者」という。）に直接依頼をし、利用者証を提示することにより、移動支援を利用することができる。

（平22規則23・一部改正）

（利用助成金の支給）

第 8 条 市長は、前条の規定により移動支援を利用した者に対し、利用助成金として別表に掲げる額又は実際に要した費用の額のうちいずれか少ない方の額を支給する。

2 前項の場合において、市長は、利用した指定事業者が運営する事業所ごとに、1月につき、その月の実際に要した費用の額から利用助成金の額を差し引いた額を合計した額が18,600円を超えるときは、当該超える部分の額を利用助成金の額に加えて支給する。

（平22規則23・追加、令 6 規則73・一部改正）

（代理受領）

第 9 条 利用者は、前条第 1 項に規定する利用助成金（同条第 2 項の規定による加算金を含む。以下同じ。）の支給については、指定事業者に代理受領させることができる。

（平22規則23・追加、令 6 規則73・一部改正）

（変更の届出）

第 1 0 条 利用者は、第 5 条の規定により申請した事項に変更を生じたときは、浦安市障がい者等移動支援利用申請事項変更届（別記第 4 号様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。

（平20規則28・一部改正、平22規則23・旧第 8 条繰下）

（辞退の届出）

第 1 1 条 利用者が転出、死亡その他の事由により移動支援を必要としなくなったときは、浦安市障がい者等移動支援利用辞退届（別記第 5 号様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。

（平20規則28・一部改正、平22規則23・旧第 9 条繰下）

（利用決定の取消し及び利用助成金の返還）

第 1 2 条 市長は、偽りその他不正の手段により利用の決定を受け、又は利用

助成金の支給を受けた者があるときは、当該利用の決定を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により利用の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に利用助成金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(平22規則23・旧第10条繰下・一部改正)

(移動支援の利用の制限)

第13条 利用者が、法第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）のうち同条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護又は同条第5項に規定する行動援護について法第19条第1項の支給決定を受けている場合にあっては、当該障害福祉サービスの利用が優先されるものとする。

- 2 利用者が、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けている場合にあっては、当該サービスの利用が優先されるものとする。

(平22規則23・旧第11条繰下・一部改正、平25規則35・平28規則29・一部改正)

(指定対象事業者)

第14条 移動支援の提供を行う事業者としての指定（以下「事業者指定」という。）を受けることができる事業者は、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。

- (1) 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者
- (2) 介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者

(平22規則23・追加、平25規則35・一部改正)

(指定申請)

第15条 事業者指定を受けようとする事業者は、浦安市障がい者等移動支援事業者指定申請書（別記第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業者の定款等及び法人の登記事項証明書
- (2) 事業所の管理者の履歴書
- (3) 事業計画書
- (4) 収支予算書
- (5) 事業所の職員名簿
- (6) その他市長が必要と認める書類

(平22規則23・追加)

(指定決定等)

第16条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、事業者指定の可否を決定し、その結果を浦安市障がい者等移動支援事業者指定決定・却下通知書（別記第7号様式）により、申請者に通知するものとする。

(平22規則23・追加)

(指定変更の届出)

第17条 指定事業者は、第15条の規定により申請した事項に変更を生じたときは、浦安市障がい者等移動支援事業者指定申請事項変更届（別記第8号様式）により、当該変更の内容を証する書類を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

(平22規則23・追加)

(指定辞退の届出)

第18条 指定事業者は、当該事業者指定を辞退するときは、浦安市障がい者等移動支援事業者指定辞退届（別記第9号様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。

(平22規則23・追加)

(指定決定の取消し)

第19条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者指定の決定を取り消すことができる。

- (1) 第14条各号のいずれにも該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により事業者指定の決定を受けたとき。
- (3) 移動支援に関し、不正又は著しく不当な行為をしたとき。

(平22規則23・追加)

(補則)

第20条 この規則に定めるもののほか、移動支援事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平22規則23・旧第12条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規則第23号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年6月28日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年6月28日規則第43号)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の浦安市障がい者等移動支援事業の実施に関する規則の規定は、施行日以後に開始した移動支援の利用について適用し、施行日前に開始した移動支援の利用については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年3月30日規則第24号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第3条第1号の改正規定は、同年7月9日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日規則第35号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日規則第39号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年5月28日規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第17号)

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月 31 日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年 3 月 30 日規則第29号）

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年10月26日規則第71号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 29 日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年 2 月 9 日規則第10号）

この規則は、令和 6 年 2 月12日から施行する。

附 則（令和 6 年 8 月14日規則第73号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 1 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の浦安市障がい者等移動支援事業の実施に関する規則の規定は、施行日以後に利用のあった移動支援に係る利用助成金の支給について適用し、施行日前に利用のあった移動支援に係る利用助成金の支給については、なお従前の例による。

別表（第8条第1項）

（平22規則23・追加、平22規則42・平22規則43・平24規則24・平25規則39・令5規則21・令6規則73・一部改正）

区分	基準額	支給額	
		市民税課税世帯者	市民税非課税世帯者
身体介護を伴う場合	1時間まで4,000円（以後30分増すごとに1,700円を加算した額）。ただし、30分を超えない利用にあっては、2,400円とする。	基準額の100分の90に相当する額	基準額に相当する額
身体介護を伴わない場合	1時間まで2,400円（以後30分増すごとに1,200円を加算した額）		

注

1 この表において「市民税課税世帯者」とは、次の各号のいずれかに該当する利用者をいう。

（1） 障がい者であって、当該利用者のみで世帯が構成されたと仮定した場合に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第17条第1号又は第2号に掲げる者に該当すること。

（2） 障がい児（保護者が里親である者を除く。）であって、その保護者が令第17条第1号から第3号まで又は児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第24条第1号から第6号（同号に掲げる者のうち、同号に規定する全ての負担額算定基準者が無償化対象通所児童である通所給付決定保護者にのみ該当する者に限る。）までに掲げる者に該当すること。

（3） 障がい児（保護者が里親である者に限る。）であって、当該障がい児のみで世帯が構成されたと仮定した場合に、令第17条第1号から第3号まで又は児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第24条第

1号から第6号（同号に掲げる者のうち、同号に規定する全ての負担額算定基準者が無償化対象通所児童である通所給付決定保護者にのみ該当する者に限る。）までに掲げる者に該当すること。

2 この表において「市民税非課税世帯者」とは、次の各号のいずれかに該当する利用者をいう。

（1） 障がい者であって、当該利用者のみで世帯が構成されたと仮定した場合に、令第17条第4号に掲げる者に該当すること。

（2） 障がい児（保護者が里親である者を除く。）であって、その保護者が令第17条第4号又は児童福祉法施行令第24条第6号（同号に掲げる者のうち、同号に規定する全ての負担額算定基準者が無償化対象通所児童である通所給付決定保護者にのみ該当する者を除く。）に掲げる者に該当すること。

（3） 障がい児（保護者が里親である者に限る。）であって、当該障がい児のみで世帯が構成されたと仮定した場合に、令第17条第4号又は児童福祉法施行令第24条第6号（同号に掲げる者のうち、同号に規定する全ての負担額算定基準者が無償化対象通所児童である通所給付決定保護者にのみ該当する者を除く。）に掲げる者に該当すること。

浦安市ホームページQRコード



最新の移動支援実施事業所は、
ホームページ掲載の一覧で
ご確認ください。

浦安市 移動支援事業ガイドライン

目次

1. 目的	2
2. 利用対象者	2
3. サービス利用までの流れ	2
4. 支給量	3
5. 利用者負担額	3
6. 留意事項	5
7. 利用に関するQ&A	7

令和7年1月

浦安市 福祉部 障がい事業課

1. 目的

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際に、ヘルパーが付き添い個別的に外出を支援します。外出のための身支度なども移動支援に含まれます。ただし、営業活動に係る外出、障害者総合支援法上の介護給付等に位置づけられるサービス、保育園等への通園等、社会通念上適当でない外出は除きます。

2. 利用対象者

本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている次のいずれかの方を対象とします。

- ① 身体障害者手帳をお持ちの方
- ② 療育手帳をお持ちの方又は知的障がいがあると判定されている方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方又は精神障がいがあると診断されている方
- ④ 障害者総合支援法対象の指定難病がある方

3. サービス利用までの流れ

- ① サービス利用を希望する場合、まずは障がい事業課へご相談ください。
対象者要件等を確認し、手続き方法をご案内するとともに、必要に応じて、生活状況等の聞き取りを行います。
- ② 障がい事業課での申請内容や聞き取り内容にもとづき審査後、決定通知書・利用者証が利用者に交付されます。（郵送にて送付します。）
- ③ 決定通知・利用者証が利用者のお手元に届きましたたら、市の指定を受けている事業所の中から事業所を選び、サービス利用のための契約手続きを進めてください。その際、事業所に利用者証を提示してください。
※ 事業所一覧表については、市ホームページや障がい福祉ガイドブックでご確認ください。
- ④ サービス利用開始
※支給決定期間は4月～翌年3月までの1年度単位ですので、毎年度申請手続きが必要となります。

4. 支給量

年間の支給量の限度時間は、次のとおりです。

	年間利用限度時間
視覚障がい者・児	600 時間
上記以外の障がい者・児	480 時間

5. 利用者負担額

原則として、サービス料の 1 割が利用者負担となります。基準単価は次のとおりです。

	市民税課税世帯※1※2		市民税非課税世帯※2
	身体介護を伴う 場合※3	身体介護を伴わ ない場合※3	身体介護を伴う・伴わ ない場合※3
30 分	240 円	－円	0 円
1 時間	400 円	240 円	0 円
以後 30 分増 すごとに	170 円	120 円	0 円

※ 行動援護の支給決定を受けている方で、1 日 8 時間を超えるサービスが必要な場合の移動支援の単価については、8 時間までは行動援護の単価を適用し、以後 30 分増すごとに、身体介護を伴う場合は 170 円、身体介護を伴わない場合は 120 円を加算した額とする。

※ 1 利用者負担の月額上限について、令和 7 年 1 月 1 日より一事業所につき 18,600 円に変更されました。そのため複数事業所利用の場合、1 か月あたりの利用者負担額が 18,600 円を超える場合もございます。

※ 2 利用者負担額算定の「世帯の範囲」については、障がい児（18 歳未満）の場合は保護者の属する住民基本台帳での世帯、障がい者（18 歳以上）の場合は障がい者本人のみとなります。

※ 3 「身体介護を伴う」、「身体介護を伴わない」の区分については、申請時の聞き取り調査等において、次ページの判断基準により決定します。

なお、「身体介護を伴わない」決定は、身体介護を行わないという意味ではなく、サービス費の報酬算定上の区別です。

＜「身体介護を伴う」、「身体介護を伴わない」の判断基準＞

① 障がい者の判断基準

障害支援区分が2以上または視覚障がい者手帳所持者で、かつ、申請時の聞き取り調査項目について、1が「できない」、または2～5のうち1つ以上が「見守り等」または「一部介助」または「全介助」、または6～9のうち1つ以上「あり」と判定された方は、「身体介護を伴う決定」。それ以外は、「身体介護を伴わない決定」。

② 障がい児の判断基準

申請時の聞き取り調査項目について、1が「できない」、または2～5のうち1つ以上が「見守り等」または「一部介助」または「全介助」、または6～9のうち1つ以上「あり」と判定された方は、「身体介護を伴う決定」。それ以外は、「身体介護を伴わない決定」。

〔調査項目〕

1. 歩行	つかまらない でできる	何かにつかま ればできる	できない	
2. 移乗	できる	見守り等	一部介助	全介助
3. 移動	できる	見守り等	一部介助	全介助
4. 排尿	できる	見守り等	一部介助	全介助
5. 排便	できる	見守り等	一部介助	全介助
6. パニックや 不安定な行動	あり ・ なし			
7. てんかん発 作等	あり ・ なし			
8. 多動、注意欠 陥による危険 予測の困難性	あり ・ なし			
9. 視覚障がい による歩行・移 動の困難性	あり ・ なし			
10. 特記事項				

6. 留意事項

(1) 全般

- ・移動の方法は、徒歩又は公共交通機関（バス・電車・タクシー）等を利用するものです。
- ・外出先において継続して、排泄、食事、更衣等の介助、金銭の支払い、計算の支援、代読、代筆、見守り等の介助を受けることができます。
- ・外出の際に保護者だけでは介護することが困難な場合にも利用できます。
- ・重度訪問介護の支給決定を受けた方は、重度訪問介護が優先されます。
- ・行動援護の支給決定を受けた方は、行動援護が優先されます。なお、1日に8時間を超えるサービスが必要な場合は、移動支援の利用が可能となります。
- ・同行援護の支給決定を受けた方は、同行援護が優先されます。
- ・障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付・児童通所給付など）、日中一時支援事業、または、介護保険サービスを利用している時間帯は、利用できません。

(2) 利用できる外出

①社会生活上必要不可欠な外出

- ・突発的な通院や突発的な市役所等の行政公共機関や金融機関の手続き（居宅介護・通院等介助の支給決定がある方で、自宅から行く場合は居宅介護・通院等介助になります）
- ・通院の際の医療機関内における（病院・診療所など）移動。
- ・一日に複数の医療機関を受診する場合の医療機関から他の医療機関への移動
- ・施設・学校等、自宅以外から行く場合の通院（児童の通院については、原則として保護者の付き添いのもと、医療機関での受診・治療・調剤を受けること）
- ・参政権にかかる投票所への送迎
- ・各種団体の行事や会合等公的行事への参加
- ・学校や施設の見学や利用の手続、入学手続、会社の説明会の参加
- ・本人同伴の買物
- ・工賃や収入が発生しない職場実習、職場体験、職業訓練等の参加
- ・地域の自治会、婦人会、こども会等行事、祭りへの参加
- ・冠婚葬祭への出席
- ・行動援護の支給決定を受けている方で、1日8時間を超えるサービスが必要な場合（→QA参照）

②余暇活動等社会参加のための外出

- ・講演会、博覧会、美術館、文化教養講座等への外出
- ・トレーニングジムやプール等のスポーツ施設や公園等への外出
- ・友人・親戚等の自宅訪問
- ・外食、レジャー、レクリエーション、映画鑑賞、観劇、カラオケ、コンサート等への外出

(3) 利用できない外出

①障害者総合支援法上の介護給付等に位置付けられるサービス（送迎あり）への送迎

※ただし、送迎サービスを利用できないやむを得ない理由のある場合を除く)

②持病等による定期的な通院（定期的な通院や自宅からの通院は、居宅介護・通院等介助をご利用ください）

③保育所、幼稚園、特別支援学校、学童等へ通園・通学

※ただし、保護者の就労や疾病、入院等により、介助が困難な場合は利用可能。（就労証明、診断書、理由書を提出した上で事前に市の許可が必要となります）

④社会通念上適当でない外出

- ・布教活動や勧誘等の宗教活動。

※ただし、冠婚葬祭への出席や地域の祭り等への参加、一般的に行われる初詣・お宮参り・法事・クリスマスイベント等の宗教行事は利用可能。

- ・政治活動。

※ただし、投票の参考にするための演説会への参加、参政権にかかる投票所への送迎は利用可能。

- ・その他、社会通念上適当でないと判断される場所

7. 利用に関するQ & A

Q サービスを受ける時間が30分以内でも利用できますか？

A 30分以内でも利用できます。ただし、決定された区分が「身体介護を伴わない」場合で、実際のサービスが30分以内であっても、利用料は1時間の額（240円）です。

Q 移動支援事業と介護給付（身体介護）は連続して利用できますか？

A 事前に両方の支給決定を受けていれば利用できます。ただし、利用者負担額が別々にかかりますのでご注意ください。

Q 保護者に障がいがあり、保護者のみの付き添いでは子どもの通院が困難な場合、子供の通院のために利用できますか？

A 障がいのある保護者の育児支援として、居宅介護（家事援助）が利用できますが、突発的な通院など居宅介護（通院等介助）の支給決定を受けていない場合は、障がいのある保護者の社会生活上必要不可欠な外出の支援として利用できます。

Q 通学の付き添いをしていた保護者の就労や、疾病のため入院した場合、通学支援として利用できますか？

A 利用できます。ただし、就労証明書、診断書、理由書等を提出していただき、事前に許可が必要となります。

Q 入院中の一時帰宅の際に、病院から自宅まで（その後、自宅から病院まで）利用できますか？

A 利用できます。

Q 旅行の際に利用したいのですが？

A 利用できます。なお、移動に伴う交通費・宿泊代などの実費分は利用者負担となります。

Q 行動援護の支給決定を受けています。行動援護を8時間使わないと、移動支援は利用できないのですか？

A やむを得ない場合はその限りではありません。

行動援護の算定は、1日の範囲で1回が限度とされていることから、1日の利用が8時間を超えない場合であっても、サービス等利用計画作成のもと必要と認められる場合には移動支援の利用が可能となります。

Q 現在の利用施設によって、移動支援サービスの利用に制限はありますか？

A 障害者総合支援法における入所サービス、グループホーム、及び介護保険の住宅型有料老人ホームについては、そのサービス提供範囲外の外出支援については移動支援の利用が可能です。しかし、特別養護老人ホーム等は、1日全体の介護が含まれたサービス体系のため、移動支援は利用できません。

ご不明な点や詳細についてはお問い合わせください
なお、このガイドラインに掲載されている内容は、令和7年1月現在の内容です。今後、制度改正があった場合には、改正された内容が適用されますのでご注意ください。

浦安市福祉部障がい事業課

〒279-8501 浦安市猫実1－1－1 （本庁舎3階）

電 話 047-712-6397（直通）

F A X 047-355-1294

メー ル shougaijigyoku@city.urayasu.lg.jp

2 日中一時事業

1) 事業概要

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)に定める地域生活支援事業の一つであり、日中、障がい福祉サービス事業所等において障がい児・者に活動の場を提供することにより、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を目的とした事業。

根拠法令等

- 障害者総合支援法
- 浦安市障がい者等日中一時支援事業の実施に関する規則
- 浦安市日中一時支援事業ガイドライン

財源

- 障害者総合支援法に位置付けられている統合補助金
事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効果的・効率的な事業実施が可能である事業
[補助率]
市町村事業：国 1／2、県 1／4

- 令和 7 年度当初予算計上額
395,000,000 円

2) 現状（令和 7 年 1 月時点）

- 対象障がい者数等
- 利用者数 477 名（利用決定者数 578 名）

- 日中一時支援事業指定事業所数 ※令和 7 年 1 月現在
- 市内日中一時支援事業所（23 事業所）
 - 市外日中一時支援事業所（15 事業所）

3) 実績

過年度 給付実績等

区分・項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度見込
給付費	262,133,014円	289,107,436円	307,828,306円	343,056,050円	380,005,000円
給付費前年度比率	—	110%	106%	111%	111%
実利用者数	389人	412人	442人	451人	472人
実利用者数前年度比率	—	106%	107%	102%	105%
一人当たり給付費	673,864円	701,717円	696,444円	760,656円	805,095円
延利用時間数	127,635時間	140,893時間	150,733時間	170,391時間	188,742時間
延利用時間数前年度比率	—	110%	107%	113%	111%
指定事業者数	27	28	29	30	29

令和 6 年度 利用時間の実態例

	人数	割合
4 時間以内	92人	22.60%
5 時間以上	315人	77.40%
(8 時間以上)	180人	44.20%
合計	407人	
平均利用時間	4.0時間/日	

令和 6 年度で給付費が最も多かった 8 月で抽出

4) 近隣 5 市区 比較表（単価・時間数）

4 時間未満、4 時間以上 8 時間未満等での給付をしている自治体が多い（本市のように、細かく時間単位で設定している例は少数）。

近隣市日中一時支援の単価等について				
浦安市（現行）	区分 1. 2 児区分 1	区分 3. 4 児区分 2	区分 5. 6 児区分 3	
※平成 22 年 4 月 1 日 施行	1, 620 円 / h	1, 820 円 / h	2, 020 円 / h	
市川市	4 h 未満	4 h 以上 8 h 未満	8 時間以上	
	3, 020 円 / 回	4, 530 円 / 回	6, 040 円 / 回	
船橋市	1 h 以内	1 h 以上 2 h 以下	以降 1 時間ごとに 430 円 増額	8 時間超え（限度額）
	1, 960 円 / 回	2, 390 円 / 回		5, 400 円 / 回
松戸市	4 h 未満	4 h 以上 8 h 未満	8 時間以上	
	310 単位	460 単位	620 単位	
例 1）松戸市地域加算（5 級地）	10. 61×310＝3, 280 円	10. 61×460＝4, 880 円	10. 61×620＝6, 570 円	
例 1）松戸市地域加算（3 級地）	10. 90×310＝3, 370 円	10. 90×460＝5, 010 円	10. 90×620＝6, 750 円	
習志野市	4 h 以内	6 時間以内	6 時間超え	
身体介護有	2, 850 円 / 回	4, 750 円 / 回	6, 170 円 / 回	
身体介護無	2, 550 円 / 回	4, 250 円 / 回	5, 530 円 / 回	
江戸川区	区分 6 6 時間以上	区分 6 6 時間未満	区分 1 以下 6 時間以上	区分 1 以下 6 時間未満
	692 単位	461 単位	381 単位	254 単位
例 1）江戸川区地域加算（1 級地）	1. 12×6, 920 円＝7, 750 円	1. 12×4, 610 円＝5, 160 円	1. 12×3, 810 円＝4, 260 円	1. 12×2, 540 円＝2, 840 円
例 2）浦安市地域加算（3 級地）	1. 09×6, 920 円＝7, 540 円	1. 09×4, 610 円＝5, 020 円	1. 09×3, 810 円＝4, 150 円	1. 09×2, 540 円＝2, 760 円

5) 課題

平成 19 年の事業開始より、身体・知的・精神に障がいのある方に加えて、難病のある方や医療的ケアのある方など様々な対象者への日中の預かり支援について、現役世代の多い本市で 1 時間毎の単価で柔軟に対応できるよう、運用してきたところである。

このことにより、短時間でも利用がしやすい単価設定となっている。

一方で、事業開始当初には想定していなかった、10 時間を超える長時間利用も生じており、毎年の決算額が 10% 程度増加し続けている状況となっている。

具体的には、生活介護等の法定サービスを優先的に利用して頂いているが、法定サービスは原則として月 23 日までの利用（土日を除くなど）のため、土日の日中一時支援の長時間利用が発生している状況にある。

そのため、財政面からも中長期的に安定した事業実施の見通しを立てるために、長時間利用に対応した単価の再設定等の検討を行う必要が生じている。

また、必要な支援を適切に提供できる支援体制を今後も維持・継続していくためには、事業所の事務負担や利用者家族への負担軽減に関しても、導入していく必要があるものとする。

（参考）

日中一時支援と生活介護の比較

浦安市地域加算 10. 9	日中一時	生活介護		日中一時	生活介護
利用時間（定員）	8 時間	8 時間 （6～10 人）	8 時間 （11～20 人）	11 時間	11 時間 （11～20 人）
区分 3	1, 820 円*8 時間＝ 14, 560 円	10. 9*814 単位 ＝8, 872 円	10. 9*660 単位 ＝7, 194 円	1, 820 円*11 時間＝ 20, 020 円	10. 9*（660 単位+300 単位） ＝10, 464 円
区分 4	1, 820 円*8 時間＝ 14, 560 円	10. 9*901 単位 ＝9, 820 円	10. 9*730 単位 ＝7, 957 円	1, 820 円*11 時間＝ 20, 020 円	10. 9*（730 単位+300 単位） ＝11, 227 円
区分 5	2, 020 円*8 時間＝ 16, 160 円	10. 9*1, 274 単位＝13, 886 円	10. 9*1, 027 単位＝11, 194 円	2, 020 円*11 時間＝ 22, 220 円	10. 9*（1, 027 単位+300 単位） ＝14, 464 円
区分 6	2, 020 円*8 時間＝ 16, 160 円	10. 9*1, 684 単位＝18, 355 円	10. 9*1, 353 単位＝14, 747 円	2, 020 円*11 時間＝ 22, 220 円	10. 9*（1, 353 単位+300 単位）＝18, 017 円

6) 一部改正（案）

事業所がサービス費を算定するに当たり、現在は、1 時間当たりの単価設定で給付費を支給しているところ、1 日当たり 4 時間以上単価を設定し直し、長時間サービスの給付に対応した改正を行う。

なお、この 4 時間以上単価については、近隣市区の 8 時間以上単価と、ほぼ同等かそれ以上の単価設定となる。

- ・1 時間当たりの時間単価は変更せず、1 日 4 時間以上に及ぶ長時間利用の単価を再設定

単価	改正前	改正後
	1 時間単価 （上限なし）	利用時間 1 ～ 4 時間未満 時間単価 利用時間 4 時間以上 4 時間以上単価

近隣市日中一時支援の単価等について				
浦安市(現行)	区分1.2 児区分1	区分3.4 児区分2	区分5.6 児区分3	
※平成22年4月1日施行	1,620円/h	1,820円/h	2,020円/h	
浦安市(改正後)	区分1.2 児区分1	区分3.4 児区分2	区分5.6 児区分3	
1時間まで	1,620円	1,820円	2,020円	
1時間以上2時間まで	1,620円×2時間＝ 3,240円	1,820円×2時間＝ 3,640円	2,020円×2時間＝4,040円	
2時間以上3時間まで	1,620円×3時間＝ 4,860円	1,820円×3時間＝ 5,460円	2,020円×3時間＝6,060円	
3時間以上4時間まで	1,620円×4時間＝ 6,480円	1,820円×4時間＝ 7,280円	2,020円×4時間＝8,080円	
4時間以上	6,480円	7,280円	8,080円	
市川市	4h未満	4h以上8h未満	8時間以上	
	3,020円/回	4,530円/回	6,040円/回	
船橋市	1h以内	1h以上2h以下	以降1時間ごとに430円 増額	8時間超え(限度額)
	1,960円/回	2,390円/回		5,400円/回
松戸市	4h未満	4h以上8h未満	8時間以上	
	310単位	460単位	620単位	
例1)松戸市地域加算(5級地)	10.61×310＝3,280円	10.61×460＝4,880円	10.61×620＝6,570円	
例1)松戸市地域加算(3級地)	10.90×310＝3,370円	10.90×460＝5,010円	10.90×620＝6,750円	
習志野市	4h以内	6時間以内	6時間超え	
身体介護有	2,850円/回	4,750円/回	6,170円/回	
身体介護無	2,550円/回	4,250円/回	5,530円/回	
江戸川区	区分6 6時間以上	区分6 6時間未満	区分1以下 6時間以上	区分1以下 6時間未満
	692単位	461単位	381単位	254単位
例1)江戸川区地域加算(1級地)	1.12×6,920円＝7,750円	1.12×4,610円＝5,160円	1.12×3,810円＝4,260円	1.12×2,540円＝2,840円
例2)浦安市地域加算(3級地)	1.09×6,920円＝7,540円	1.09×4,610円＝5,020円	1.09×3,810円＝4,150円	1.09×2,540円＝2,760円

- 改正による予算への影響(推計)
令和7年度予算 395,000,000円
→改正実施した場合の決算額見込 372,598,000円(▲22,402,000円※5.7%↓)

- サービス提供記録表の押印簡略化

利用者 確認	改正前	改正後
	利用 <u>日</u> ごとに押印確認	利用 <u>月</u> ごとに押印確認

- 7) 今後の予定
[令和6・7年度]
- R7. 3 令和6年度第2回自立支援協議会
現状の報告→見直しの必要性の説明→素案の説明、意見交換
- 5 利用者・事業者からのアンケート調査
- 6 令和7年度第1回自立支援協議会
一部改正案(最終版)の説明、意見聴取
- 9 利用者・事業者周知
- R8. 3 令和7年度第2回自立支援協議会(一部改正内容の報告)
日中一時支援事業者説明会
- [令和8年度]
- R8. 4 改正規則 施行(改正基準の導入)

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(平成十七年十一月七日)

(法律第百二十三号)

第百六十三回特別国会

第三次小泉内閣

障害者自立支援法をここに公布する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(平二四法五一・改称)

省略

第三章 地域生活支援事業

(市町村の地域生活支援事業)

第七十七条 市町村は、主務省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

省略

3 市町村は、第一項各号に掲げる事業のほか、地域において生活する障害者等及び地域における生活に移行することを希望する障害者等（以下この項において「地域生活障害者等」という。）につき、地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、次に掲げる事業を行うよう努めるものとする。

一 障害の特性に起因して生じる緊急の事態その他の主務省令で定める事態に対処し、又は当該事態に備えるため、地域生活障害者等、障害児（地域生活障害者等に該当するものに限る。次号において同じ。）の保護者又は地域生活障害者等の介護を行う者からの相談に応じるとともに、地域生活障害者等を支援するための体制の確保その他の必要な措置について、指定

障害福祉サービス事業者等、医療機関、次条第一項に規定する基幹相談支援センターその他の関係機関（次号及び次項において「関係機関」という。）との連携及び調整を行い、又はこれに併せて当該事態が生じたときにおける宿泊場所の一時的な提供その他の必要な支援を行う事業

二 関係機関と協力して、地域生活障害者等に対し、地域における自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスの利用の体験又は居宅における自立した日常生活若しくは社会生活の体験の機会を提供するとともに、これに伴う地域生活障害者等、障害児の保護者又は地域生活障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せて関係機関との連携及び調整を行う事業

三 前二号に掲げる事業のほか、障害者等の保健又は福祉に関する専門的知識及び技術を有する人材の育成及び確保その他の地域生活障害者等が地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業

4 市町村は、前項各号に掲げる事業を実施する場合には、これらの事業を効果的に実施するために、地域生活支援拠点等（これらの事業を実施するために必要な機能を有する拠点又は複数の関係機関が相互の有機的な連携の下でこれらの事業を実施する体制をいう。）を整備するものとする。

5 市町村は、第一項各号及び第三項各号に掲げる事業のほか、現に住居を求めている障害者につき低額な料金で福祉ホームその他の施設において当該施設の居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与する事業その他の障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことができる。

（平二二法七一・平二四法五一・令四法七六・令四法一〇四・一部改正）

○浦安市障がい者等日中一時支援事業の実施に関する規則

平成19年3月30日

規則第44号

(目的)

第1条 この規則は、障がい者又は障がい児の日中における活動の場を確保することにより、障がい者又は障がい児の家族の就労を支援し、及び障がい者又は障がい児を日常的に介護している家族の一時的な休息を促し、もって障がい者又は障がい児の福祉の増進を図ることを目的とする。

(平20規則28・一部改正)

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者をいう。
- (2) 障がい児 法第4条第2項に規定する障害児をいう。
- (3) 保護者 法第4条第3項に規定する保護者をいう。
- (4) 日中一時支援 法第77条第3項に規定する、障がい者又は障がい児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業の一環として提供されるサービスであって、日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と認められる障がい者又は障がい児に、活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練その他の支援を行うものをいう。ただし、送迎サービスを除く。
- (5) 送迎サービス 日中一時支援の提供に併せて、日中一時支援の提供を行う事業所までの送迎を行うサービスをいう。

(平20規則28・平24規則26・平25規則39・一部改正)

(対象者)

第3条 日中一時支援を利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている障がい者又

は障がい児

(2) 法第19条第3項に規定する特定施設入所障害者であつて、同項に規定する特定施設への入所前に本市に居住していたもの

(3) その他市長が必要と認めるもの

(平20規則28・平24規則26・一部改正)

(申請)

第4条 日中一時支援を利用しようとする障がい者又は障がい児の保護者は、各年度ごとに浦安市障がい者等日中一時支援利用申請書（別記第1号様式）により市長に申請しなければならない。

(平20規則28・一部改正)

(決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、その結果を浦安市障がい者等日中一時支援利用決定・却下通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。この場合において、利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）に対しては、浦安市障がい者等日中一時支援利用者証（別記第3号様式。以下「利用者証」という。）を併せて交付するものとする。

(平20規則28・一部改正)

(日中一時支援の利用)

第6条 利用者は、第15条の規定により指定の決定を受けた事業所を運営する事業者（以下「指定事業者」という。）に直接依頼をし、利用者証を提示することにより、日中一時支援を利用することができる。

(平21規則22・一部改正)

(利用助成金の支給)

第7条 市長は、前条の規定により日中一時支援を利用した者に対し、利用助成金として別表に掲げる支給額又は実際に要した費用の額のうちいずれか少ない方の額を支給する。

2 前項の場合において、市長は、利用した指定事業者が運営する事業所ごとに、1月につき、その月の実際に要した費用の額から利用助成金の額を差し引いた額を合計した額が18,600円を超えるときは、当該超える部分の額を利

用助成金の額に加えて支給する。

(平24規則26・令6規則72・一部改正)

(代理受領)

第8条 利用者は、前条第1項に規定する利用助成金（同条第2項の規定による加算金を含む。以下同じ。）の支給については、指定事業者に代理受領させることができる。

(平21規則22・令6規則72・一部改正)

(変更の届出)

第9条 利用者は、第4条の規定により申請した事項に変更を生じたときは、浦安市障がい者等日中一時支援事業利用申請事項変更届（別記第4号様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。

(平20規則28・一部改正)

(辞退の届出)

第10条 利用者が転出、死亡その他の事由により日中一時支援を必要としなくなったときは、浦安市障がい者等日中一時支援利用辞退届（別記第5号様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。

(平20規則28・一部改正)

(利用決定の取消し及び利用助成金の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により利用の決定を受け、又は利用助成金の支給を受けた者がいるときは、当該利用の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により利用の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に利用助成金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(日中一時支援の利用の制限)

第12条 利用者は、障害福祉サービス、法第77条に規定する地域生活支援事業又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援を利用している時間帯については、日中一時支援を利用することができない。

(平25規則36・平27規則55・一部改正)

(指定対象事業所)

第13条 日中一時支援の提供を行う事業所としての指定（以下「事業所指定」という。）を受けることができる事業所は、次のいずれにも該当する事業所とする。

- (1) 当該施設を同時に利用する人数（法第5条第8項に規定する短期入所を提供する施設が併設されているときは、当該施設の利用者数を含む。以下「同時利用者数」という。）に応じて、日中一時支援の提供に当たる従業者を、次に掲げる区分に応じ次に定める数以上配置していること。

ア 同時利用者数が15人以下の場合 2人

イ 同時利用者数が15人を超える場合 同時利用者数から15を減じた数を5で除した数（1未満の端数がある場合には、その端数は、1とする。）に2を加えた人数

- (2) 専ら日中一時支援を提供する職務に従事する常勤の管理者を配置していること。ただし、当該事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

- (3) 施設及び設備が利用者の保健、衛生及び安全について十分配慮されていること。

（平21規則22・追加）

(指定申請)

第14条 事業所指定を受けようとする事業者は、浦安市障がい者等日中一時支援事業所指定申請書（別記第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業者の定款等及び法人の登記事項証明書
- (2) 事業所の管理者の履歴書
- (3) 事業計画書
- (4) 収支予算書
- (5) 事業所の職員名簿
- (6) 日中一時支援の提供を行う施設に係る登記事項証明書又は貸借契約書の写し

- (7) 日中一時支援の提供を行う居室の平面図及び写真
- (8) 設備、備品等の一覧表
- (9) その他市長が必要と認める書類

(平21規則22・追加、平25規則36・一部改正)

(指定決定等)

第15条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、事業所指定の可否を決定し、その結果を浦安市障がい者等日中一時支援事業所指定決定・却下通知書（別記第7号様式）により、申請者に通知するものとする。

(平21規則22・追加)

(指定変更の届出)

第16条 指定事業者は、第14条の規定により申請した事項に変更を生じたときは、浦安市障がい者等日中一時支援事業所指定申請事項変更届（別記第8号様式）により、当該変更の内容を証する書類を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

(平21規則22・追加)

(指定辞退の届出)

第17条 指定事業者は、当該指定を辞退するときは、浦安市障がい者等日中一時支援事業所指定辞退届（別記第9号様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。

(平21規則22・追加)

(指定決定の取消し)

第18条 市長は、事業所指定の決定を受けた事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定の決定を取り消すことができる。

- (1) 第13条各号のいずれかに該当しなくなったとき。
- (2) 当該事業所を運営する事業者が、偽りその他不正の手段により事業所指定の決定を受けたとき。
- (3) 当該事業所を運営する事業者が、日中一時支援に関し、不正又は著しく不当な行為をしたとき。

(平21規則22・追加、平24規則1・一部改正)

(補則)

第19条 この規則に定めるもののほか、日中一時支援事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平21規則22・旧第13条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則 (平成20年3月31日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日規則第22号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、平成21年4月1日以後の利用に係る利用助成金について適用し、同日前の利用に係る利用助成金については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年3月31日規則第25号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年6月28日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年1月20日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日規則第26号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第3条第1号の改正規定は、同年7月9日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日規則第36号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日規則第39号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年5月28日規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月18日規則第55号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年 3 月 31 日規則第17号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月 31 日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年10月26日規則第71号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 29 日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年 2 月 9 日規則第10号）

この規則は、令和 6 年 2 月12日から施行する。

附 則（令和 6 年 8 月 14 日規則第72号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 7 年 1 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の浦安市障がい者等日中一時支援事業の実施に関する規則の規定は、施行日以後に利用のあった日中一時支援に係る利用助成金の支給について適用し、施行日前に利用のあった日中一時支援に係る利用助成金の支給については、なお従前の例による。

別表（第7条第1項）

（平20規則28・平21規則22・平22規則25・平22規則42・平24規則26・
平25規則36・平25規則39・平26規則34・令5規則21・令6規則72・一
部改正）

区分			基準額	支給額	
				市民税 課税世 帯者	市民税非 課税世 帯者
日 中 一 時 支 援	指 定 短 期 入 所 事 業 一 所 が 同 一 施 設 内 で 支 援 う 場 合	障がい支援区分1・2又は障 がい児支援区分1	1時間につ き480円	基 準 額 の 100分 の90に 相 当 す る 額	基 準 額 に 相 当 す る 額
		障がい支援区分3・4又は障 がい児支援区分2	1時間につ き680円		
		障がい支援区分5・6又は障 がい児支援区分3	1時間につ き880円		
		障がい支援区分1・2又は障 がい児支援区分1	1時間につ き1,620円		
	上 記 以 外 の 場 合	障がい支援区分3・4又は障 がい児支援区分2	1時間につ き1,820円		
		障がい支援区分5・6又は障 がい児支援区分3	1時間につ き2,020円		
	送迎サービス		片道1回に つき500円		

注

1 この表において「市民税課税世帯者」とは、次の各号のいずれかに該
当する利用者をいう。

（1） 障がい者であって、当該利用者のみで世帯が構成されたと仮定
した場合に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため
の法律施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）第17条
第1号又は第2号に掲げる者に該当すること。

（2） 障がい児（保護者が里親である者を除く。）であって、その保

護者が政令第17条第1号から第3号まで又は児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第24条第1号から第6号（同号に掲げる者のうち、同号に規定する全ての負担額算定基準者が無償化対象通所児童である通所給付決定保護者にのみ該当する者に限る。）までに掲げる者に該当すること。

（3） 障がい児（保護者が里親である者に限る。）であって、当該障がい児のみで世帯が構成されたと仮定した場合に、政令第17条第1号から第3号まで又は児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第24条第1号から第6号（同号に掲げる者のうち、同号に規定する全ての負担額算定基準者が無償化対象通所児童である通所給付決定保護者にのみ該当する者に限る。）までに掲げる者に該当すること。

2 この表において「市民税非課税世帯者」とは、次の各号のいずれかに該当する利用者をいう。

（1） 障がい者であって、当該利用者のみで世帯が構成されたと仮定した場合に、政令第17条第4号に掲げる者に該当すること。

（2） 障がい児（保護者が里親である者を除く。）であって、その保護者が政令第17条第4号又は児童福祉法施行令第24条第6号（同号に掲げる者のうち、同号に規定する全ての負担額算定基準者が無償化対象通所児童である通所給付決定保護者にのみ該当する者を除く。）に掲げる者に該当すること。

（3） 障がい児（保護者が里親である者に限る。）であって、当該障がい児のみで世帯が構成されたと仮定した場合に、政令第17条第4号又は児童福祉法施行令第24条第6号（同号に掲げる者のうち、同号に規定する全ての負担額算定基準者が無償化対象通所児童である通所給付決定保護者にのみ該当する者を除く。）に掲げる者に該当すること。

3 この表において「障がい支援区分1・2」とは、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令（平成26年厚生労働省令第5号。以下「基準等命令」という。）第1条第2号又は第3号に定める状態にあるものとして法第21条第1項の規定による認定を受けている場合をいう。

- 4 この表において「障がい児支援区分1」とは、障害児に係るこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める区分（平成18年厚生労働省告示第572号。以下「障がい児区分告示」という。）第3号に定める程度であると市長が認める場合をいう。
- 5 この表において「障がい支援区分3・4」とは、基準等命令第1条第4号又は第5号に定める状態にあるものとして法第21条第1項の規定による認定を受けている場合をいう。
- 6 この表において「障がい児支援区分2」とは、障がい児区分告示第2号に定める程度であると市長が認める場合をいう。
- 7 この表において「障がい支援区分5・6」とは、基準等命令第1条第6号又は第7号に定める状態にあるものとして法第21条第1項の規定による認定を受けている場合をいう。
- 8 この表において「障がい児支援区分3」とは、障がい児区分告示第1号に定める程度であると市長が認める場合をいう。



最新の
日中一時支援実施事業所は、
ホームページ掲載の
一覧でご確認いただくことができます。

浦安市 日中一時支援事業ガイドライン

目次

1. 目的	2
2. 利用対象者	2
3. サービス利用までの流れ	2
4. 利用者負担額	3
5. 利用に関するQ&A	4

令和7年1月

浦安市 福祉部 障がい事業課

1. 目的

障がいのある方または障がいのある児童の日中の活動の場を確保するとともに、日常的に介護している家族の就労支援や一時的な休息を促すことを目的としている事業です。

2. 利用対象者

本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている次のいずれかの方を対象とします。

- ① 身体障害者手帳をお持ちの方
- ② 療育手帳をお持ちの方又は知的障がいがあると判定されている方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方又は精神障がいがあると診断されている方
- ④ 障害者総合支援法対象の指定難病がある方

3. サービス利用までの流れ

- ① サービス利用を希望する場合、まずは障がい事業課へご相談ください。対象者要件等を確認し、手続き方法をご案内するとともに、必要に応じて、生活状況等の聞き取りを行います。
- ② 障がい事業課での申請内容や聞き取り内容にもとづき審査後、決定通知書・利用者証が利用者に交付されます。（郵送にて送付します。）
- ③ 決定通知・利用者証が利用者のお手元に届きましたたら、市の指定を受けている事業所の中から事業所を選び、サービス利用のための契約手続きを進めてください。その際、事業所に利用者証提示してください。
※ 事業所一覧表については、市ホームページや障がい福祉ガイドブックでご確認ください。
- ④ サービス利用開始
※支給決定期間は4月～翌年3月までの1年度単位ですので、毎年度申請手続きが必要となります。

4. 利用者負担額

原則として、サービス料の 1 割が利用者負担となります。基準単価は次のとおりです。

区分	市民税課税世帯	市民税非課税世帯
障がい支援区分 1・2 障がい児支援区分 1	1 時間あたり 162 円	無料
障がい支援区分 3・4 障がい児支援区分 2	1 時間あたり 182 円	無料
障がい支援区分 5・6 障がい児支援区分 3	1 時間あたり 202 円	無料
送迎サービス	片道 50 円	無料

＜指定短期入所（ショートステイ）事業所での日中一時支援事業の利用＞

※対象事業所…八幡学園、やまぶき園、もくせい園

区分	市民税課税世帯	市民税非課税世帯
障がい支援区分 1・2 障がい児支援区分 1	1 時間あたり 48 円	無料
障がい支援区分 3・4 障がい児支援区分 2	1 時間あたり 68 円	無料
障がい支援区分 5・6 障がい児支援区分 3	1 時間あたり 88 円	無料
送迎サービス	片道 50 円	無料

※ 1 利用者負担の上限月額について、令和 7 年 1 月 1 日より一事業所につき 18,600 円に変更されました。そのため複数事業所利用の場合、1 か月あたりの利用者負担額が 18,600 円を超える場合もございます。

※ 2 利用者負担額算定の「世帯の範囲」については、障がい児（18 歳未満）の場合は保護者の属する住民基本台帳での世帯、障がい者（18 歳以上）の場合は障がい者本人のみとなります。

5. 利用に関する Q & A

Q サービスを受ける時間が 1 時間以内でも利用できますか？

A 1 時間以内でも利用できます。ただし 30 分以上サービスを利用した場合でも、利用料は 1 時間の額となります。

Q 送迎サービスを利用する場合、その送迎の部分は移動支援を利用しても良いですか？

A 移動支援は利用できません。本事業で行う送迎サービスの利用となります。

Q 児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援や総合支援法の日中活動系サービスを利用した後に、日中一時支援事業を利用することは出来ますか？

A 本事業は、他の福祉サービスとサービス提供時間が重ならなければ利用可能です。

ただし、児童福祉法で定められた児童発達支援・放課後等デイサービスや総合支援法の生活介護等の日中活動系のサービス（以下、「法定サービス」という。）の利用を優先とします。法定サービスは同日に複数事業所の利用は出来ません。同日利用があった場合、安易に一方の事業所を日中一時支援事業の利用に振り替えることは出来ません。利用計画に基づいてのご利用をお願いします。

Q 日中一時支援事業の利用時間中に、移動支援事業等の他の給付事業を利用することは出来ますか？

A 本事業の利用時間中に、他の給付事業を利用することは出来ません。（実施規則第 12 条）

Q 宿泊を伴う利用は出来ますか？

A 本事業は、「日中における活動の場の提供」を想定していることから、宿泊を伴う利用は出来ません。（実施規則第 1 条、第 2 条第 4 項）

Q 日中一時支援事業で生じた利用者負担金について、市が実施している「一時介護委託料の助成」を受けることは出来ますか？

A 受けることは出来ません。

ご不明な点や詳細についてはお問い合わせください
なお、このガイドラインに掲載されている内容は、令和7
年1月現在の内容です。今後、制度改正があった場合には、
改正された内容が適用されますのでご注意ください。

浦安市福祉部障がい事業課

〒279-8501 浦安市猫実1-1-1 (本庁舎3階)

電 話 047-712-6397 (直通)

F A X 047-355-1294

メール shougaijigyoku@city.urayasu.lg.jp

浦安市障がい者アート展 2024 報告書

1. イベントの概要

タイトル	浦安市障がい者アート展 2024
実施目的	・障がい児者が気軽に参加することができ、文化芸術活動に触れる機会の創出 ・文化芸術活動を通じた障がい児者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進
実施内容	障がいのある方が手がける、様々なアート作品（絵画、切り絵等の平面作品・彫刻・陶芸等の立体作品）の展示

2. イベントの詳細

開催日時	令和6年12月18日（水）～12月26日（21日を除く） 午前8時30分から午後5時
開催場所	浦安市役所1階 市民ホール
対象者	・市内に在住・在勤・在学の障がいのある方 ・市内障がい福祉サービス事業所を利用している方
運営協力	株式会社いろだま
最大展示作品数	60点 ※作品サイズにより変動あり
周知方法	作品募集 ・浦安市広報「広報うらやす」掲載 ・浦安市ホームページ特設ページ（現在掲載終了） ・メールを用いた周知 送付先：市内事業所・市内障がい福祉団体 ・郵送における周知 送付先：市内特別支援学級 公募展案内 ・浦安市広報「広報うらやす」掲載 ・浦安市ホームページ特設ページ（現在掲載終了） ・メールを用いた周知 送付先：市内事業所・市内障がい福祉団体 ・ポスターチラシ配布 配布先： ・市所管施設及び指定管理施設、 ・イオン新浦安店 ・ダイエー浦安駅前店等

3. 実施実績

事業実績	1. 申込件数 41 件 2. 実展示作品 40 件 (内、絵画作品：37 件 立体作品：3 件)
事業における 成果・工夫	1. <u>専門家による展示作品の選定</u> 株式会社いろだまの協力のもと、額装の確認並びに著作権や肖像権に関する展示作品の確認を行った。また展示設営についても協力いただき、各作品の特性を生かした展示を実施した。 2. <u>立体（陶芸等）作品部門の新設</u> 前年度開催より、陶芸作品や工芸作品等の立体作品部門新設の要望が数件あった。運営協力団体との協議の結果、作品サイズに関わらず立体作品の募集を行う部門を新設した。 3. <u>展示要件の緩和</u> 展示に関する額装のハードルの高さが懸念点として考えられた。そのため、額縁種別等の展示条件の緩和を行い、より多くの作品を展示できるよう、作品の選定を行った。
次年度以降実施 について	<u>展示会場の拡大</u> 前年度・本年度ともに市役所1階市民ホールで展示を実施したが、来場者が伸び悩む傾向にある。そのため、市内公民館や市民プラザ等各所で展示を行い、事業の拡大を図っていきたい。
参考資料	 ・浦安市公式ホームページ（フォトレポート）より

補助犬周知イベント「ほじょ犬を知ろう！」報告書

1. イベントの概要

タイトル	補助犬周知イベント「ほじょ犬を知ろう！」
実施目的	身体に障がいのある方をサポートする補助犬の役割や派遣事例について周知を行い、市民の理解を深めること及び障がい者の自立生活と社会参加の促進を目的とする。 ※補助犬について 「身体障害者補助犬法」にて盲導犬、介助犬、聴導犬に分類され、身体に障がいのある方が、補助犬を伴って社会で活動できるように支援することを定めている。
実施内容	・ 補助犬に係る講演会 ※手話・要約筆記あり ・ 補助犬に係る資料展示 ・ 電子コンテンツ体験コーナー ・ 協力団体チャリティーグッズ販売 ・ チーバくんステージ

2. イベントの詳細

開催日時	令和7年3月1日（土） 午前11時から午後5時
開催場所	MONA 新浦安1階 スパイラルコート
入場費用	無料
協力団体	特定非営利活動法人（以下NPO法人）日本補助犬情報センター 東京都人権プラザ（展示協力）
周知方法	・ 浦安市広報「広報うらやす」掲載 ・ 学校保護者向け連絡システム「キッズビュー」掲載 ・ 浦安市ホームページ特設ページ掲載（現在掲載終了） ・ メールを用いた周知 送付先：市内事業所・市内障がい福祉団体 ・ 協力団体プレスリリースによる広報 ・ 会場施設による広報
実施内容	① 補助犬講演イベント（ほじょ犬を知ろう！） 講演者：NPO法人日本補助犬情報センター、補助犬ユーザ 補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）のユーザをパネリストに、補助犬との暮らしや補助犬の仕事内容をデモンストレーションを交えて講演を実施した。

	② 補助犬パネル展示 展示協力：東京都人権プラザ 東京都人権プラザにて実施した企画展示「いっしょに生きる－身体障害者補助犬法成立から 23 年－」の出張展示を実施した。 ③ 電子コンテンツ体験コーナー 厚生労働省にて作成している「補助犬×うんこドリル」の体験コーナーを設置した。 ④ 協力団体チャリティーグッズ販売 協力団体にて補助犬ユーザが制作したチャリティーグッズの販売及び募金活動を実施した。 ⑤ チーバくんステージ 千葉県よりチーバくんの着ぐるみを借用し、ふれあいイベントを実施した。
--	--

3. 実施実績

事業実績	講演観覧者 各回約 60 名（内 座席数 40 席） ※各回ともに満席。吹き抜けの展示スペースのため、立ち見での観覧者が多数いらっしまったため、立ち見観覧者は推定値。
事業における成果・反省	1. <u>実際にともに生活している補助犬とユーザの講演</u> 千葉県では導入事例の少ない補助犬について、実際にともに暮らしているユーザ並びに補助犬に会場いただき、講演いただいた。補助犬を目にしたことがないという市民も多くいたため、関心を持っていただく一助となった。 2. <u>協力団体と連携しての周知</u> 浦安市のみならず、協力団体である NPO 法人日本補助犬情報センターや会場施設の MONA 新浦安と連携を図り周知を行った。結果として多くの市民に会場いただくこととなり、広報による効果は非常に高かったといえる。 3. <u>講演来場者に対する案内の不足</u> 当イベントは本年度初めての実施となったため、当日のイベント来場者が当初の想定を上回る結果となった。そのため、講演における来場者に対しての案内や講演の座席配置が不足していた。

浦安バリアフリーコンサート報告書

1. イベントの概要

タイトル	浦安バリアフリーコンサート
実施目的	・障がいのある方が気軽に参加することができ、文化芸術活動に触れる機会の創出 ・文化芸術活動を通じた障がいのある方の個性と能力の発揮及び社会参加の促進
実施内容	障がいの有無に関係なく楽しむことができる吹奏楽コンサート

2. イベントの詳細

開催日時	令和7年3月8日（土）開演 14:00（開場 13:00、終演 15:30）
開催場所	浦安市市民プラザ Wave101 大ホール
入場費用	無料
出演	明海大学吹奏楽部
最大動員人数	120 名 ※申込者が最大動員人数を満たさない場合、当日受付を行う
周知方法	・浦安市広報「広報うらやす」1月1日号掲載 ・浦安市ホームページ特設ページ（現在掲載終了） ・メールを用いた周知 送付先：・市内事業所 ・市内障がい福祉団体 ・郵送における周知 送付先：・市内特別支援学級 ・市立幼稚園・保育園及び認定こども園 ・市内私立幼稚園・保育園・こども園等 ・ポスターチラシ配布 配布先：市所管施設及び指定管理施設、
特記事項	・要約筆記者派遣あり

3. 実施実績

事業実績	1. 事前申し込み者数（申込件数/申込人数） 41 件/95 名 2. 実動員数 70 名 3. 演奏プログラム 別添資料1 参照
事業における 成果・工夫	1. <u>入退場自由の公演</u> 障がいによっては、コンサートは閉塞された空間で過ごすことや、長時間着座していることが難しいという課題があった。本公演では公演中も全編を通して入退場を自由とすることにより、障がいのある方とその家族・支援者が無理なくコンサートに参加できるようにした。 2. <u>声出しやダンスなど演者と一緒に参加できるプログラム</u> 障がいのある方が楽しめるプログラムとしてプログラム制作にあたり、会場全体で参加できるプログラム制作を依頼した。結果として、障がいのある方が率先してダンスに参加する・一緒に歌う等、当初の目的を達成できた。 3. <u>移動しやすい会場配置</u> 開場を設営するにあたり、車いすやベビーカーの参加者が気軽に参加できるよう、座席配置が自由な会場を用意した。通路を大きく設定できる・席の可変性が高いことから、参加者の移動や結果として入退場がスムーズに行えた。
次年度以降実施 について	<u>障がい当事者のステージ参加</u> 今回、コンサート参加者より、「障がいのある方のステージに立つ機会が欲しい」との意見をいただいた。現状として音楽や演劇方面の発表の機会が少ない現状にある。そのため次回開催では、出演者団体を増やす・実施日程を分割することで、文化芸術活動の発表の場を増やしていきたい。

(別添資料1)

浦安バリアフリーコンサートプログラム

(第1部)

- 1 シーゲート序曲
- 2 行進曲「勇気の旗を掲げて」
- 3 楽器紹介
- 3 ディズニー・ファンティリεύジョン！

(第2部)

- 4 アンパンマンたいそう
- 5 ぼよよん行進曲
- 6 上を向いて歩こう
- 7 マツケンサンバII
- 8 JAMBOREE MICKEY (ジャンボリミッキー！)
- 9 彼方の光
- 10 HUNTINGDON CELEBRATION A

(アンコール)

- 11 TAKARA JIMA (宝島)
- 12 勇気100%